

# 令和3年第3回上里町議会定例会会議録第2号

令和3年6月7日（月曜日）

## 本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

## 出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 埴岡 正人君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 豊田 貴志君	くらし安全課長 間々田 亮君
町民福祉課長 亀田 真司君	子育て共生課長 飯塚 郁代君
健康保険課長 及川 慶一君	高齢者いきいき課長 間々田 由美君
まち整備課長 相馬 伸太郎君	産業振興課長 山下 容二君
上下水道課長 根岸 利夫君	学校教育課長 望月 誠君
学校教育指導室長 福島 実君	

## 事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 係 長 飯塚 剛

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



## ◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 一般質問を続行いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番、納谷克俊です。通告に基づき一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、下水道事業について、道路側溝についての2点であります。

以下順に、極めて簡潔に伺います。よろしくお願いいたします。

それでは、下水道事業について、2項目伺います。

こちらは主に、主にといいますか、汚水に限定しての質問となります。

初めに、事業の進捗状況と今後の整備見通しについてであります。

本町の下水道事業は、平成8年の事業着手時には利根川流域別下水道整備総合計画により、単独公共下水道と位置付けられ、全体計画区域面積は657ヘクタールでありました。その後、平成14年3月に実施された同計画の見直しにより、本庄市、美里町、神川町及び上里町については、流域下水道と位置付けられたことにより、平成15年度に上里町単独公共下水道から流域関連公共下水道に移行し、併せて全体計画区域を1,010ヘクタールに変更したところであります。

その後、平成26年の国土交通省、農林水産省、環境省の3省による排水処理の早期概成要請により、平成27年には全体計画区域面積を457ヘクタールへ、そして、今回の見直しにより、全体計画区域面積は279ヘクタールへと縮小されることとなりました。現在、計画区域のうち認可区域221ヘクタールについて未普及の解消を目指し、担当課の職員さんは鋭意努力されているわけですが、汚水処理における前年度末実績及び今年度末見込みの普及率、認可区域における整備面積、整備率はどのようになるのでしょうか。

本年3月9日に開催された全員協議会の資料によりますと、認可区域の残整備箇所の整備に要する年数が約5年、事業費が6億5,800万円、神保原駅南土地区画整理整備区域周辺の整備に要する年数が約7年、事業費が10億5,700万円とのことであります。JR高崎線以南の整備には、上里幹線の延伸と新たな接続ポイントの設置が必須となるわけですが、こちらは

県施工になるかと思えます。

協議会資料より、おおよそのスケジュールは推測できると思いますが、認可区域の残整備箇所の整備完了年度及び神保原駅南土地区画整理整備区域周辺における整備着手年度並びに整備完了年度の見込みについてお伺いをいたします。

次に、接続状況と促進策についてであります。

令和元年度上里町下水道事業報告書によりますと、下水道の接続率は前年度比2.1%増の45.8%であったとのことであります。令和2年度末における接続率の状況、また、今年度末における接続率の目標はどのようになっているのでしょうか。

下水道事業における収益の柱は下水道使用料であり、下水道使用料により営業費用が賄えることが理想であります。下水道後発自治体である本町においては、供用開始後、経過年数が短く、経費回収率も低く、接続率も低迷しているため下水道事業は厳しい経営環境にあり、污水管渠の布設とともに接続率の向上は喫緊の課題であります。

一般的に下水道への接続阻害の要因は、既に合併浄化槽が設置されている場合や、家屋の老朽化、建て替えの予定がある等、また、高齢者のみの世帯である、経済的負担が大きいなど多岐にわたっております。

当町における接続率向上については、下水道接続に関する相談会の開催や戸別訪問の実施など、担当課職員の皆さんには御尽力をいただいているところであります。

また、工事費の一部補助や資金融資あつせん、利子補給を実施しているところでありますが、決定力不足は否めません。他の自治体でも同様の施策を実施しているようですが、やはり地道な戸別訪問が比較的効果を上げているようであります。コロナ禍の中では、なかなか難しい面もあるとは思っているところであります。

そこでお伺いいたしますが、今後さらなる接続促進に向けて、どのような施策を検討されているのでしょうか。

続いて、道路側溝についてお伺いをいたします。

道路側溝を町で定期的または随時清掃することについてお伺いするわけであります。

平成28年9月定例会において、同僚議員2名から道路側溝の清掃に関する一般質問が行われております。当時、前町長は、道路側溝には雨水だけではなく、浄化槽処理水などの排水、生活排水も流れ込んでいることから、地域のコミュニティづくり、町づくりの一環として、各行政区の皆様にご協力いただき、泥上げ等の清掃活動を実施していただいております。清掃活動に当たっては、町では側溝蓋を開ける器材を19基用意しており、各行政区へ貸出しを行うとともに、排出された土砂を速やかに片付けているところでありますと答弁をされております。現在でもほぼ同様の対応をされていると思えますが、町内何地区ほどで現在清掃活動が実施されているのでしょうか。

か。

道路側溝とは、道路上に降った雨水などを排水する道路施設であることから、町道である道路側溝の管理者は町長であると思われま。

また、下水道計画が大幅に縮小されたことにより、浄化槽により処理された排水の排水路としての役割も明確となり、町による管理の重要度が増したものであると私は考えております。近隣でも当町同様の対応の市町もありますが、道路維持費として予算計上をして業務委託している市町もあります。

そこでお伺いいたしますが、町道において、町が管理している道路側溝の総延長はどのぐらいになるのでしょうか。また、全体の浚渫、清掃を行った場合の費用の試算はできるのでしょうか。

一概に道路側溝の堆積土砂と言っても、場所により違いがあるので難しいかとは思いますが。しかしながら、各地区での清掃実績、泥土の回収量から1年間に発生する泥土、汚泥の量のある程度の予測は可能かと思えます。発生予測量に浚渫、運搬、最終処分費の単価を掛け合わせた数値が概算の費用になるかと思えますが、いかがでしょうか。

近年、全国的に集中豪雨により浸水被害が多発しております。町内においても、内水による浸水被害の実績もあります。側溝の浚渫、清掃は内水による被害の軽減につながります。また、悪臭や害虫発生抑制にもなるわけでありま。

そこで、町としてしっかりと予算計上し、定期的、もしくは要望のあった箇所では緊急性を有するところから、業務委託により、浚渫、清掃を行うことを提案いたしますが、町長はいかが考えでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めま。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

納谷克俊議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、下水道事業についてのお尋ねのうち、①事業の進捗状況と今後の整備見通しについて、それと、②接続状況と促進策についての御質問でございます。関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

上里公共下水道事業は、平成8年度より管渠工事に着手し、平成22年度より七本木、神保原町、八町河原、忍保の一部及び児玉工業団地の128ヘクタールで供用開始し整備を進めているところであります。令和3年3月末現在であります。事業計画区域を221ヘクタールのうち、161ヘクタールの整備を行い、整備率は72.9%となっております。

しかしながら、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省での3省統一の都道府県構想マニュアルが策定され、10年程度（令和8年度末）を目途に汚水処理を概成させる方針が示されました。埼玉県からも縮小に向けての指導を受け、全体計画区域を平成27年度に1,010ヘクタールから高崎線以北の地区と高崎線以南の用途地域の457ヘクタールに変更を行いました。

また、令和元年度に、埼玉県よりさらなる縮小に向けての個別指導が当町を含め2市1町に対し行われ、令和2年度に今後の人口減少や財政状況の変化、既存施設への老朽化対策等を考慮し、区域の見直しを図る目的により下水道事業審議会を開催いたしました。

それを踏まえ、苦渋の選択ではありますが、令和4年度より全体計画区域を三田、三軒、京塚、古新田地区を除く279ヘクタールに見直しを行います。

今後の整備見通しにつきましては、現在実施しております高崎線以北地区の残事業計画区域60ヘクタール、概算事業費6億円を約5年間計画としております。高崎線以南地区である神保原駅南土地地区画整理区域の整備面積45ヘクタール、概算事業費約11億円を約7年計画としております。なお、整備に関する地元説明会を6月に実施する予定でございます。

いずれにいたしましても、国庫補助事業を十分活用できるよう順次整備を進めてまいりたいと考えております。

現在の整備状況といたしましては、158.4ヘクタール供用を開始し、接続率47.0%となっており、毎年、下水道指定店の協力を得て年2回休日に開催しております下水道接続相談会や戸別訪問による啓発活動を実施しておりますが、令和2年度においてはコロナの影響により開催できませんでした。

また、令和2年度から下水道事業への関心や御理解を深めていただく一環として、本庄市にあります汚水処理場の見学会を計画しておりましたが、こちらもコロナの影響で実施することができませんでした。

今後も粘り強く接続促進策を継続的に実施し、私自身も接続率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2、道路側溝についてのお尋ねのうち、①町道の道路側溝を町で定期的に清掃することについてでございます。

現在、町が管理している道路側溝の延長は、約234キロメートルでございます。

近年は予想をはるかに超えた大型台風や集中豪雨が相次いで発生しており、これらの降雨に

よる被害の軽減を図るには、行政と地域住民による道路側溝の適切な維持管理により、雨水を確実に流すことが重要でございます。

このため、町では車両の交通量が多い道路などにおいて必要な側溝清掃を実施し、生活道路につきましても、地域住民の皆様にも定期的な側溝清掃の御協力をお願いしているところでございます。

生活道路の側溝清掃に当たりましても、地域住民の皆様への御負担を少しでも軽減できるように、町で蓋開け器などの工具を貸出しするとともに、泥上げしていただいた土砂を回収しております。

しかしながら、定期的に地域住民の皆様により側溝清掃を実施していただいている地域がある一方で、高齢化などにより実施が困難になっている地域があることは存じております。

町といたしましては、他自治体の取組状況などを参考に、道路側溝の適切な維持管理について前向きに予算計上等検討し、選ばれる町、住みたい町にふさわしい町となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

ほぼ御解答いただいているんですけども、ちょっと細かい点幾つか確認させていただきたいと思います。

下水道整備に関してなんですけど、これは全協で説明いただいたとおりの概算費用と工期ということで出ておるんですけど、ちょっとそのとき確認すればよかったんですけども、現在の認可区域がおおよそ5年ということで、また、その後、駅南側が7年ということでもあります。

この期間というのが、ラップする部分があれば、もちろん合計12年以内になりますし、終わってからということになれば、もちろん12年以上ということになります。その辺がどうなのかということを感じたところでございます。

というのも、この間には先ほど私が申し上げましたとおり、上里幹線の、多分県施工によるシールド、高崎線の下をくりぬく大工事も出てきますので、その辺のすり合わせというのはかなり大事になるかなと思うんですね。その辺の残工事部分が5年、駅南新規が7年というところのその、何ですか、タイムスケジュールがラップしているのか、また別々になってくるのかということを確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の5年区域、今やっている5年の区域、駅南への納谷議員御指摘のとおり、高崎線の下をくぐることのシールド工法といたしますか、工法についても大変一番大きな課題であるかと思っております。

目標としましては、今JRの南側については、令和3年、今年度より地質調査を開始して、令和4年度に設計、それから令和5年度を含めて考えていくということでありまして、完成目標としては令和11年を一応計画として上げています。JRと今協議しているところでございます。

私もJRの出身なんで、いろいろ線路の下をくぐるにはいろいろな影響がありますので、慎重に工事を進めなくてはならないということもありますので、計画的にしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

これ、現在認可区域が終わってから駅南となると、国交省のいわゆる10年概成というものに間に合わなくなるのでどうなのかなと思ったんですが、今年度地質調査、来年度設計ということで、少し安心したところであります。

とはいえ、認可区域の残りの部分のところよりも、駅南の区画整理地内のほうが今後開発、開発といたしますか、住宅の建設が進む確率が高い状況であるわけでありまして、既に建物もだいたい建ち始めていると。

ここで、現在建築基準法等からも合併浄化槽を入れなければ駄目なわけでありまして、入れた後に、また下水道が来ても二重投資に、建てる人にとっては二重投資になってしまうというところで、これはまた下水道の接続が進まない最大の要因でもあるかなと思うんですね。

なので、何ですか、これ決定打はもちろんないわけでありまして、説明会の中で住民にうまく、うまくといたしますか、分かりやすい説明、説明をしたところで建ててしまえば合併浄化槽入ってしまうわけですから、なかなか難しいところでありまして、御説明いただくことによって、もちろん既存のお住まいの方たちは、今後何年、おおよそ何年ぐらいで下水道が入るよとなれば、当然それに向けての資金的な準備等もできるわけでありまして、しっかりと説明会では明確に、ある程度明確な御説明をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員からの再質問にお答え申します。

先ほどの答弁で、説明会を実施する予定でありますということでお答え申し上げました。

私も神保原に住んでいまして、実際下水道にしたら非常に快適といたしますか、いろいろなメンテナンスも、浄化槽のメンテナンスもなくなるし、臭いもほとんどないという環境で、これやっぱり下水道は文化のバロメーターということをおっしゃる方もいますが、是非進めたいということに私自身は実感しているわけでございます。

そういった中で、そういったことを含めて説明会においても懇切丁寧な説明して、接続率上げるのはもちろんのこと、今後駅南の地区についても、やはりきめ細かな対応をしていきたいと思っております。

期待をされている方も当然いるわけでございますので、そういった期待されている方にもできるだけ懇切丁寧に、また、駅南でも一部組合がありますよね。組合等も今後可能かどうかも含めて、そういったところの接続も、私は一番そこが今後どうなるのかなというのちょっと、将来的にその辺まで行けるかどうか私自身が考えているところでありまして、駅南の中で、そういった可能性があるのか、ないのか、そういったことも含めて説明会にきちんと説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

なかなか本当にここは難しいところで、なかなか議論をしてもそのとおりにはいかないというところで非常に苦しいところでありますが、今もちょっと町長から組合という話が出たんで、ちょっと私理解ができなかったんですが、今回見直しにおいては、駅南の区画整理地内と、県道を挟んで東側一部ですか、が残ったという形になるんですが、もしかしたら組合とおっしゃっているのは、いわゆるコミプラ、コミュニティプラントで一部処理をしている対象外の区域のことかなと思うんですが、その話が出たところでなんですが、当然、ちょっと外れてしまうかもしれないんですが、答弁いただいたのでお話しさせていただきますが、コミプラも設置から相当年数がたっているところで、今後、じゃそれをどうするのかといったときに、各組合さんがどのような会計とか、積立てしているか分かりませんが、今回駅南を外さなかったというのは、恐らくそこまでシールドで持ってくることによって、接続ポイントを設置することによって、以後の救済的な面もあるのかなと思うんですけれども、そのような意味合いでの答弁だったということでしょうか。確認だけさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 私がちょっと組合と申し上げた、ちょっと誤解を招くあれだと思えますが、可能性というか、今駅南の区画整理ということでやっているんですけれども、今のコミプラみたいな形でやっている組合の考え等も頭の中に聞いておきたいなというか、微妙なところなんで、その辺は、ここだけだよと決めるのがいいのかどうかも含めて、取りあえず高崎線の下をくぐって、そこからどういう、今のところは駅南の地区であるんですけれども、そういったところの可能性を含めて、県の指導を含めて、そういったところの可能性も含めてという意味で私が話ししたんで、県との協議で、これが決められたんだから、これだけしか駄目よということも、私としては何とか県との協議が調えるような環境も少し余地を残していてもいいのかなという意味でちょっと話しました。

まだ、これは本当に事業者のお話も聞いていませんので、そういったところで今後検討の余地といたしますか、計画の中に少し織り込めるのかどうかということも含めてちょっとお話したところでございます。御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございます。

駅南、高崎線以南に接続ポイントを設置することによって、今後の含みはある程度持たせるというのは、町の将来を考えた上では、そこは曖昧にしておきながら含みを持たせるというのは非常に重要な政治的な判断なのかなと思いますので、町長の判断を支持するところであります。

下水道の普及促進策のほうに話が入るわけなんですけれども、なかなか今コロナ禍で対面での訪問、訪問して対面をお願いするというのが難しいということではあります、そこはどこの自治体でも比較的効果を上げているということでもあります。

日本下水道協会の排水設備接続推進事例集というところから、いろいろ施工事例といいますか、比較的 success を収めている事例では、下水道協力員という方をお願いして普及活動をしているとか、戸別訪問にシルバー人材センターを活用しているとか、水洗化促進嘱託員が戸別訪問するとか、結局はみんな戸別訪問して、ひたすらお願いするというのに尽きるかなと思うんですけれども、それと同時に、小学生ぐらいのときから下水道ということに理解示してもらおうということで、先ほどおっしゃられたような下水道処理場の見学であるとか、学校に出向いての、出前での下水道の勉強とか、そんなことを地道な活動をしていく中で下水道促進、接続の率を上げていくしかないのかなと思っております。

何よりもやはり30年ぐらいが1つの目安で、供用開始から30年ぐらいたつと、その間にもち

ろん新たな住宅が建って接続をされたり、既存の住宅でも単独浄化槽から入れ替えたり、また合併浄化槽が入っているお宅でも、耐用年数を迎えることにより入れ替えだとか、既存の住宅が建て替えだとかというサイクルで、先進自治体としても、70、80、90%まで接続率が上がったようであります。

そういうことを考えますと、様々な施策を地道に積み上げていながら、将来的に80%、90%の接続率を目指していかなければならないのかなと思っているところではありますが、恐らく私が述べたようなことは担当課のほうで全ていろいろ調べて実施に向けた検討をしているところだとは思いますが、その検討状況、また実施に向けての計画、プランというものがあるのでしょうか。

また、奨励金、事前に下水道、これ今やっていないようなんですが、香川県の多度津町というんですか、説明会、先ほど町長がおっしゃったように、6月に説明会を行うということですが、説明会の中でいつ頃供用開始されるめどがありますよということを説明して、そこに向けて、各家庭が毎月下水道貯金していますね。それで、供用開始になったとき、1年以内に接続していただくと奨励金を出す、補助金とはまた別な形なんです。そんな取組をして、この町は人口が2万3,000ぐらいだったですか、面積が26ヘクタールぐらいで、比較的上里町と似たような団体なんですけれども、かなり接続率を誇っているようでありまして、なおかつ、この奨励金を利用しての接続というのが、かなり大きな部分を占めているようなんですね。

そのようなことも含めて、さらなる接続促進策というのをお考えがありましたら、ここでお知らせいただければありがたいなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員から再質問について、いろいろな御提案ございました。本当に下水道事業についてはいろいろな課題がある中でも、接続率、整備率を上げていかななくてはならない、これは町としても取り組む大きな柱でございます。

先ほど答弁でお話ししましたように、汚水処理場の見学会とか、普及に当たっての見学会が残念ながらコロナで中止になってしまったということでございます。

また、本庄市の下水道公社とパンフレットを新しくしたり、いろいろな工夫をしています。町としてもそういった協力員、下水道協力員とか、シルバー人材センターも町としての団体もございまして、いろいろ取り組んでおるところでございます。

こういう幾つかの団体なり、協力員募集とか、少し検討させていただいて、下水道についての理解度、例えば小学校の何かのイベントを含めた中で、この下水道の仕組みとか、そういったものを勉強する機会も含めて、普及、接続率を上げるためのあらゆる施策、多度津町ですか、

多度津市か、どっちだったか忘れましたが、この下水道貯金というのも非常に、接続するときにはやはり少し個人負担が大きくなるので、そこも1つの大きな壁かと思っておりますので、そういった流れの中で、含めて少し研究させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 下水道の接続率を上げていくには何かしらのインセンティブを与えるという言い方は失礼なんですけれども、与えるのと、個人の環境の意識の高揚しかないのかなと思うところではありますが、是非地道な取組をお願いしたいところでもあります。

最後に、道路側溝についてになりますけれども、234キロということで、かなり長い側溝延長があるわけでもあります。

とはいえ、全部が全部土砂が堆積をしているわけでもありませんし、流れがもちろんいいところはたまっていないところもあったり、また、蓋がないところもあれば、蓋ががっちり閉まっているところもあって、砂がかんで開かないところもあるという状況であります。

また、大雨、集中豪雨というか、短時間の集中的な雨によって毎回道路が冠水してしまうようなところもありますので、是非現時点では都市計画道路や幹線道路、通りの多い幹線道路等を中心に町でやっていただいているわけではありますが、根本的に町でお願いしていると言っても、蓋を開けて重機で、工具で掘削して、それをダンプに積み込んで搬出先に持っていくという方法を取っていると思うんですが、本庄市のような高圧水洗浄とバキュームによる何ですか、吸引ですか、それによって、それと伴って適切な処理ですね、土砂だけであれば問題ないと思うんですが、上里の場合、先ほどから申し上げましたとおり、下水道を今後縮小していくということは、完全に排水路としても活用するわけでもありますし、現在まだ単独浄化槽が入っているところも結構ある状況で、そうなってきましたと、単なる土砂ではなく、産業廃棄物という取扱いになってくる可能性もあると思いますので、その辺の取扱いというのは、やはり行政がしっかり模範を示さないと難しい部分かなと思いますので、そういった部分からも大変お金がかかってしまうわけでもありますけれども、町長が目指す住み続けたい町になれるような、1つの本当に小さなことといたしますか、その分に対する目立ったことではないかもしれないんですけども、多くの町民が望んでいる部分であると思いますので、是非早急に検討していただきまして、本年度の台風シーズンの前にでも補正を組んでいただきまして、台風シーズンの補正間に合わないですね、台風シーズンになりますので、補正を組んでいただきまして、土砂の堆積が進んでいるところから手をつけていただきたいと思いますと思いますが、改めて町長の決意を伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の町道の道路側溝についての再質問でございます。答弁させていただきます。

先ほどの答弁でもお話させていただきました。近年の台風は大型化しますし、集中豪雨化するということで、降雨による被害といいますか、そういったところで道路側溝の能力を超える雨水が流れた場合にも非常に影響があるかなという受け止め方をさせていただいております。

被害を最小限にするためにも、日常のメンテナンス、そういったものは大変大事だということで認識しております。従来の方ですと、地域住民の御協力を得ながら定期的な清掃をやってきたわけですが、町道に面しているところでも、農家の、高いために道路へかぶさってくる例も私見をしまして、そういうときに内水みたいな形であふれるというののちょっとあれなんで、そういった意味で、特に生活道路に密着したところを、側溝を定期的な清掃なり点検できるような仕組みをちょっと考えてきたいと思っております。

先ほども前向きに予算計画を含めて検討したいということで答弁させていただきましたが、その必要性を認識した上で、どこまでやれるかというのを役場庁内で検討させていただいて、優先順位が出てくると思います。どこの地区が一番かというのも含めて再確認しまして検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は9時55分からといたします。

午前9時39分休憩

---

午前9時55分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号4番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回、私の質問は、1、災害弱者の避難支援強化について、2、防災・減災対策の強化について、3、シトラスリボンプロジェクトの推進について、4、子ども学習支援事業（アスポート事業）について、5、ベトナム人の失踪村について、以上5項目であります。

通告順に従いまして伺いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

では初めに、1、災害弱者の避難支援強化について、①個別避難計画の作成について伺います。

災害時の迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が4月28日に参院本会議で成立、5月20日より施行されました。災害時に支援が必要な高齢者や障害者をお持ちの皆様、いわゆる災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることが柱であります。

個別計画は、避難先や経路などを事前に定めることで、早期避難を実現するのが目的であります。しかし、全国で計画作成済みになっている市町村は、1割程度ととどまっております。

質問1、上里町では、個別避難計画作成の進捗をお教えてください。

内閣府では、改正法と並行して作成経費を支援する新たな地方交付税を措置することということです。町として、ハザードマップ上で危険な地域にお住まいの要支援者を最優先として、さらに、各地区の対象者全員の計画作成について、どのようにお考えになっておられるのか、町長にお伺いいたします。

続きまして、②町が発令する避難情報について伺います。

改正法では、災害のおそれが高いときに出す情報を避難指示に一本化し、避難勧告は違いが分かりにくいなどとして廃止することになりました。これは、廃止される避難勧告は、通常避難指示の前に出されますが、本来避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れる事例が起きていたため、従来の勧告の段階から避難指示を行い、情報を分かりやすくするということでもあります。

また、上里町でも直接関係するであろう新たな大雨警報レベルは、3が高齢者等避難、4が避難指示、5は緊急安全確保となりますが、町民の皆様に変更して周知しなければならないと考えますが、町長の見解をお聞かせ願います。

次に、2、防災・減災対策の強化について、①地域衛星通信ネットワークの第3世代システム化について伺います。

地域衛星通信ネットワークとは、全都道府県が通信衛星を共同利用して、防災情報や行政情報の伝達を行う専用線のネットワークのことであり、電話、ファクスによる個別通信や映像通信等に活用されています。

大規模災害により地上系の通信網が途絶した場合、県と市町村を結ぶ県防災行政無線の衛星系の機能を果たします。具体的には、東日本大震災、平成23年3月、北海道胆振東部地震、平成30年9月等において、地上系の通信網が途絶えたとき、被害情報等を迅速に把握することができたのです。

しかし、地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは、整備費が高額なことや、降雨減

衰等を理由に市町村局を全廃する事例が多発、大規模災害時、消防庁等の被害状況把握に支障を生じることになりました。

全市町村における未整備率は約3割という状況を打開するため、平成29年3月、国内メーカーでは製造されていない通信方式がTDMAスラント、TDM方式の量産品、規格品による第3世代システムの導入を決定しました。このことにより、整備費大幅低減、降雨体制向上が図られ、廃局された市町村局の復活が期待されます。

そのため、令和7年度までに第3世代システムに移行することが地域づくり、安全・安心の国土づくりのために重要と考えられるわけですが、上里町は地球局となっているのかということと、第3世代システム移行について、町長にお伺いいたします。

続きまして、3、シトラスリボンプロジェクトの推進について、①コロナ禍で生まれた差別や偏見について伺います。

シトラスリボンプロジェクトとは、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトで、愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、ただいま、おかえりの気持ちを表す活動を広めています。表現する3つの輪は、地域と家庭と職場、もしくは学校等です。

現在、なお新型コロナウイルス感染拡大が続く中、感染が確認された方々、私たちの暮らしを守り、支えてくれる方々、医療従事者やエッセンシャルワーカーの皆様などが、それぞれの暮らしの場で、ただいま、おかえりと言い合える町でありますようにと願いを込めて手づくりされたこのリボンであります。

私の友人が陽性となった時の話ですが、事もあろうか、彼の近くにある小学校の教師がクラスの子どもたちに、あの家の前を通らないようにと話したことが発覚しました。彼の家にはお孫さんたちがいて、とても嫌な思いをさせられたと聞きました。付け加えておきますが、これは上里町での話ではありません。

こうしたことが医療従事者であったり、その家族に差別や偏見でいたたまれない思いをさせてはならないと思うのです。まだまだコロナとの闘いは続くようでありますので、シトラスリボンプロジェクトの推進について、大きな輪ができるまで続けていっていただきたいと考えるわけでございます。町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、4、子ども学習支援事業（アスポート事業）について、①本庄中学、高校教室について質問いたします。

埼玉県では、平成22年9月から、全国に先駆けて生活保護世帯の中学生を対象に5教室から開始し、平成25年度からは高校生の支援にも取り組んでいます。平成27年度からは、支援対象者は生活保護世帯だけではなく、生活困窮世帯まで拡大しております。平成30年10月の法律改

正により、子ども、その保護者に対する生活習慣、育成環境が改善、教育及び就労に関する支援等の生活支援も行うことが可能となっています。

上里町内から希望した場合、本庄市はにぼんプラザで開催している本庄中学教室、本庄高校教室へ参加ということだと思のですが、いかんせん、自転車で通うとなると遠いですね。この事業については、平成27年度から市部は各市で、町村部は埼玉県が事業主体となっているはずです。

現在、本庄教室へ通っている生徒は何人いて、この教室への参加意義は、どのように町長はお考えになっておられるかお聞かせください。

②ジュニア・アスポート事業について伺います。

民間の調査によると、子どもの学力や非認知能力の格差は、小学生の段階から発生するとされています。ということで、県では平成30年から困窮世帯の小学生向けの学習生活支援事業、ジュニア・アスポート事業を開始いたしました。大学生ボランティアや教員OBなどがマンツーマンで一人一人のペースに合わせて基礎から無理なく学習してくれるということになっていて、教室では食事の提供があり、支援員やボランティアと子どもたちが一緒に食べ、挨拶や歯磨き等の生活習慣を定着させていくとあります。

定員30名で、各市町ごとに1教室、運営団体は一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークで、この事業では、食材の調達や職業体験のできる場所の提供、ボランティアとしての参加など、地域の皆さんや企業の方々の幅広い御協力が必要であります。子ども食堂としても兼ねることができ、本庄教室までの道のりは、ジュニアでは大変厳しいでしょうから、上里町として開催できないか、町長にお伺いしたいと思います。

引き続きまして、5、ベトナム人の失踪村について、①住民登録について伺います。

5月2日の朝日新聞、1、2面にかけて各地の実習先から失踪したベトナム人が知り合いを頼ってたどり着くという、その記事の中では、その数、上里町だけで1,000人はいるというものです。

問題は、住居があるベトナムの方のところへ頼ってくるということであれば、ベトナム人として住民登録されている方以外は、ほとんど不法滞在の可能性があると思われます。不法滞在中であれば、懲役や罰金などの罰則を科せられた上、強制送還となり、最低5年は再入国できなくなります。

コロナ禍で出国の制限があり、帰国できず、飛行機の順番待ちの人もいるということですが、ベトナム国籍の住民登録者はどのぐらいいるのでしょうか。また、不法滞在の実態調査は行われていないのでしょうか。警察や入出国在留管理局等はどのような調査となっているのでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

次に、②官民による支援について伺います。

そもそも、こうした事態を招いた理由は、途上国への技術移転の名目で、安い労働力として働かせていることに端を発しているわけで、その半数以上を占めるのがベトナム人で、過酷な労働環境などから失踪する例が後を絶たない。夢と希望を抱き日本に来て、その夢が打ち砕かれ、生活が苦しくなれば窃盗などの事件を起こす、ニュースとなったことがありました。悪循環なのであります。

その中、困窮した我が国に在留する外国人への緊急対応方針が出ています。その報告書では、希望しながら帰国することができない外国人の増加が上げられ、例えば在京ベトナム大使館によれば、令和2年12月6日時点で、帰国希望者は2万人、出入国在留管理庁によれば、不法滞在者は7,000人に上るとあります。なぜ帰国が急げないのか。ベトナムでは入国に際して新型コロナウイルス感染の有無の検査と14日間の隔離が必要とされているところ、ベトナム政府は、隔離体制が不十分であることが在日ベトナム人の救済便を増便できない理由としています。

在留日数は超過するばかりであるため、就労、生活支援の必要性が出てくる。また、情報提供、相談体制の強化の必要性も出てくるが、これまでも在留外国人に対する情報提供として、地方公共団体の一元的相談窓口における情報提供、相談対応は行ってきたと思いますが、具体的な施策として、直接的な支援策を講ずることはできないのか町長にお聞きしまして、1回目の質問を終了いたします。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、災害弱者の避難支援強化についての①個別避難計画の作成についての御質問にお答え申し上げます。

近年、大規模災害により、多くの高齢者や障害者などが犠牲となっている例があります。災害が発生したときに、自力で避難することが難しい高齢者などの災害弱者に対する実効性のある避難支援体制を整備することが喫緊の課題となっております。

この課題の解消に向け、災害弱者の避難の実効性を確保するために、国の取組方針で位置付けられていた個別計画について、改正災害対策基本法において、個別避難計画として法定化され、市町村に対して策定が努力義務化されました。

町では、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成とさらなる取組事項としての個別避難計画の作成に取り組んでまいりました。

昨年10月に、全ての避難行動要支援者名簿登録者に対して、郵送等により個別避難計画の作

成と支援者への事前の名簿提供についての意向確認を依頼いたしました。

全員の方からは回答がいただけなかったため、今年3月に再勧奨を行った結果、名簿登録者1,265名のうち957名、75.65%の方から回答をいただいたところでございます。

議員のお話にありましたが、避難行動支援の優先度については、これらの要支援者御本人を取り巻く状況に加え、お住まいになっている地域での災害の危険度、特に洪水についてはハザードマップを活用し、浸水想定区域かどうかを十分考慮し、検討することが不可欠となっております。

災害弱者を守るため、より実効性のある避難計画の整備に向け、自力での避難の可否や避難手段、避難の際に配慮してほしいことなどに加え、ハザードマップでの災害リスクを勘案し、優先度を考慮しながら整備を進めてまいります。

また、支援が必要とされる方が取り残されることがないように、回答はなかった方も含め、名簿登録者の状況を把握した上で、関係者の皆様の御協力もいただきながら、町と住民が一体となった支援の体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町が発令する避難情報についての御質問にお答え申し上げます。

全国で甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風等において、市町村が発令する避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、高齢者等の逃げ遅れによる被災等も多数発生したことを受け、分かりやすい避難情報の発令や高齢者等の避難の実効性確保について、国レベルでの検討が進められてまいりました。

これらの検討課題に対応するため、令和3年5月10日、災害対策基本法の一部が改正され、新たな避難情報等の発令について、5月20日から施行されています。この改正により、警戒レベル4、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化されることとなりました。

そのほか、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始は、高齢者等避難となり、警戒レベル5、災害発生情報は、緊急安全確保となりました。また、避難指示の対象を必要と認める地域の必要と認める居住者等にするなど、町民の多様な避難行動を促すことが期待できます。

議員御指摘のとおり、町民の迅速な避難行動を促すため、変更内容を理解していただくことは重要であり、そのために丁寧な説明を行っていく必要があると考えております。

今後は、町の広報紙へ掲載するほか、集会所等へのポスター掲示、講習会での説明など、あらゆる機会を捉えて周知を図り、理解を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2、防災・減災対策の強化についての①地域衛星通信ネットワークの第3世代システム化についての御質問にお答え申し上げます。

地域衛星通信ネットワークは、防災行政無線機能の拡充や強化、行政情報の伝送等を目的と

して、一般財団法人自治体衛星通信機構が管理・運営しており、都道府県が衛星との電波を送受信する無線設備である地球局の整備と回線構成を行っております。

埼玉県も平成10年度から地域衛星通信ネットワークの第1世代システムの整備を進め、本町は平成12年度に地球局が設置されました。平成28年度には第2世代システムが再整備され、埼玉県防災行政無線の衛星系として、災害時における県や市町村、関係機関との情報伝達の充実・強化が図られており、平常時も地震や気象などに関する情報伝達に運用されております。

議員お話にもありましたとおり、現行の第2世代システムのデメリットでありました高額な整備費用や降雨への耐性等を改善すべく第3世代システムの開発が進められました。昨年度は第3世代システムに関するモデル事業として高知県内に衛星通信機器が整備され、災害対応業務における有用性が検証されております。

地域衛星通信ネットワークの第3世代システムは、整備費用の低減や通信障害の抑制、通信能力の高性能化などのメリットが大きく、近年の激甚化・頻発化する災害に備え、国や県、関係機関との安定的な非常用通信手段の構築のためにも移行する必要があると考えております。

次に、3、シトラスリボンプロジェクトの推進についての①コロナ禍で生まれた差別や偏見についての御質問にお答え申し上げます。

コロナ禍において、医療従事者をはじめ、暮らしを支えてくださる方に対し、心ない言動が寄せられたとの報道が続いたことから、上里町では本年1月より、誰もが地域で笑顔のある暮らしを取り戻せる社会になることを目指し、シトラスリボンプロジェクトに賛同し、差別や偏見に対する啓発活動に取り組んでまいりました。

この活動を推進するために、ボランティアの方々に御協力いただきながら、手づくりでシトラスリボンの作成を進め、男女共同参画推進センターを中心に配布を行っております。

なお、町執行部や関係各課の職員を中心にシトラスリボンを着用し、町議会、女性団体連絡協議会や地区によっては、老人クラブやボランティア活動の際に配布いただくなど、プロジェクトの賛同に御理解をいただいております。

現在、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場においても配布を開始し、町民の方々に広く啓発しているところでございます。

上里町といたしましては、感染が確認された方、医療従事者をはじめ、私たちの暮らしを守り支えてくださっている方、また、その家族が地域においても、家庭や職場、学校等においても、誰もが暮らしやすい町になりますよう、引き続き啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、4、子ども学習支援事業（アスポート事業）についてのうち、①本庄中学、高校教室についての御質問にお答え申し上げます。

中学校、高校教室については、本庄・児玉郡市を1つの区域として埼玉県が実施している事業であり、県からの委託を受け、一般財団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークが運営しております。

この学習教室は、就学援助費が支給されている世帯の中学生や、中学校を卒業後の高校生を対象として、本庄市のはにぼんプラザ及びアスピアこだまを会場に開催しており、大学生ボランティアや中学校、高校の教員経験者が指導をし、基礎学力の向上や進学等を目標に支援を実際しています。

実施機関である彩の国子ども・若者支援ネットワーク、アスポート学習センターに確認しましたところ、上里町在住の生徒については、令和3年5月時点で、中学生が12人、高校生が12人、合わせて24人の登録があります。

そのうち、教室には20人ほどの生徒が参加しており、その多くが保護者等の送迎により、はにぼんプラザにて学習しているとのことでございます。

中学校、高校教室の周知方法としまして、町では就学援助費が支給されている中学生の世帯を対象として、リーフレット等の配布を実施しております。

また、事業の実施においては、ボランティア指導員の協力が不可欠となってきますので、アスポート学習センターと連携の上、広報紙等を利用した指導員募集の実施を検討してまいります。

中学校、高校教室については、経済的理由に左右されず、子どもたちが自主的に学習に取り組むことができ、学力の向上及び前向きな意思を育む場としても非常に意義のある事業であり、今後とも多くの生徒に対して支援が継続できるよう、事業の発展に向け、周知・広報等の徹底に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、②ジュニア・アスポート事業についての御質問にお答え申し上げます。

ジュニア・アスポート事業では、困窮世帯の小学生を対象として学習支援に加え、挨拶などの生活支援、食育、工作等の体験学習など、様々な活動を通して学力や非認知能力を向上させる事業であります。

また、事業参加による児童の変化として、学力の向上だけでなく、生活習慣の改善や意欲の向上などが成果として上げられており、町の困窮世帯の子どもたちを支援する上で、非常に有意義な事業であると認識しております。

ジュニア・アスポート事業を実施する上で課題となってくるのが、ボランティア指導者の募集、教室の確保、子どもたちの送迎や食事の準備等であり、これらの課題の解決が必要であると考えております。

中でも、食事の準備については、議員御提案のとおり、子ども食堂との共同実施は非常に効

果的であると考えますので、現在、町内の社会福祉法人が実施している子ども食堂の活用ができるか、また、子ども食堂の拡充とも併せ、課題の解決をしていかなければと考えております。

ジュニア・アスポート事業については、横瀬町、皆野町、長瀬町や小鹿野町などでも実施されておりますが、県に確認したところ、実施主体は県であり、各町ではジュニア・アスポート事業の周知などを行っているようですので、上里町としても埼玉県へ開催の要望を行ってまいりたいと思います。

次に、5、ベトナム人の失踪村についての御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、住民登録についてでございます。

外国人の住民登録につきましては、住民基本台帳法に定められております。住民登録の対象になる外国人は、入管法で規定される中長期在留者、入管特例法で規定される特別永住者、一時庇護許可者または仮滞在許可者、出生または国籍喪失による経過滞在者でございます。反対に、住民登録の対象にならない外国人は、3か月以下の在留期間の者、短期滞在の在留資格の者、外交・公用の在留資格の者、在留資格を有しない者などでございます。

令和2年末現在の在留外国人人数につきましては、中長期在留者は約258万人、特別永住者は約30万人で、これらを合わせると約289万人となり、前年末に比べ、約4万6,000人減少しました。

在留カード及び特別永住者証明書に記載された国籍・地域の数は194に上り、上位3か国は、中国・ベトナム・韓国の順となっております。中国・韓国については、対前年比4.4%の減少となっておりますが、ベトナムに関しては、令和2年末現在45万人の在留者がおり、対前年比8.8%となっております。

上里町の外国人の住民登録につきましては、令和3年3月末現在で1,196人、うちベトナム人については110人でございます。5年前の平成28年では1,015人中75人、10年前の平成23年では1,110人中40人でございます。推移を見ますと、上里町の外国人住民のうち、ベトナム人の割合は増加したと言えます。

ベトナム人住民110人の主な在留資格につきましては、技能実習42人、定住者20人でございます。

次に、実態調査についてでございますが、住民基本台帳法に規定される調査は、住民票に記載すべき事項についてであるため、記事にありますベトナム人が、在留期間が経過した不法残留者であるとしみますと、在留資格を有しない者となりますので、住民登録の対象にならない外国人になります。町による在留資格を有しない者の実態の把握は事実上困難であると思っております。

次に、②官民の支援についてお答え申し上げます。

入管庁のホームページによりますと、令和2年末における在留外国人人数は288万7,116人、うちベトナム人については44万8,053人でございます。また、令和3年1月1日の不法残留者数については8万2,868人、うちベトナム人1万5,689人と公表されております。

5月2日付の朝日新聞において、十分な調査もされず、ベトナム人の失踪村として大々的に報じられ、当町に対し負のイメージが植え付けられたことは誠に遺憾であり、大変残念な感じしております。

一方で、私は新型コロナウイルスの影響により雇用契約の解除に至り、実習先から失踪したとされるベトナム人は、上里町が外国人に対して優しく住みやすい町であると知り、居場所を求めて来たものだと考えております。

当町にはブラジルから来日し、人材派遣会社を設立し、日系ブラジル人の働く場を多く生み出し、また、日本とブラジルの相互理解の促進に尽くしたことなどが認められ、外務大臣表彰を受けられた方や、農業技能実習生として来日し、町内の実習先において技術を習得し、帰国し、母国の産業の発展に貢献した事例もあると聞いております。

町といたしましては、外国人に対する直接的な支援は難しいと考えておりますが、これまでの当町における優れたモデルケースを県やNPO法人の力をお借りして、今後広げていくことが町の進むべき道であると考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚でございます。

1回目の質問に対する御答弁いただきました。再質問をいたします。

初めに、個別避難計画の作成についてでありますけれども、避難行動要支援の避難支援というのは、今までも区長さんや、また民生委員さん、地域住民の善意に頼っているところというのがありましたけれども、もちろん連携を取って作成、仕上げていくということは大事なんですが、個別避難計画の今回の努力義務化されたことに関して、要支援者を支える体制強化という形につながっていくと私は思います。

大事なことは、そうしたお一人お一人の方に対して、福祉専門職の方にしっかり入っていただいて、災害時の安全な避難の仕方等、いろいろ個別に考えていただいて、また、その要支援者は年々変化していくというか、変わっていかれるというふうに思いますけれども、こうした変わっていくことに関して、何年ぐらいで見直しをかけていくのか、町長に伺います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど避難計画といいますか、町としても努力義務ではあったんですが、避難計画を作成して、災害時にしっかりした対応を進めていく状況でありますことを是非御理解いただきたいと思っております。

また、要支援者等を支える体制のためにも、そういった福祉の関係のケアマネジャーとか、そういった者への御協力いただくことも大事だと思っております。

そこで、先ほどの質問の中に、要支援者というのは毎年替わっていくと思うんで、定期的な見直しといいますか、そういったことが必要かと考えておまして、改正、事業を進めていく上で、部分的な内容は随時修正を行うとともに、全体的な見直しを1年に一度かけて、一度かけていくという、見直しをかけていくということで取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚です。

では、続きまして、町が発令する避難情報の件ですけれども、町発行の、私たちもいただいています防災ガイドハザードマップありますけれども、そこには避難勧告、避難指示という形で今掲載されています。避難指示の一本化となると、それはもちろん書き換えないといけないというふうに思いますが、これはハザードマップだけではないですね、関連する全般の記述について全部書き換える必要性が出てくると思うんですけれども、今後、梅雨入りも近くなりましたし、台風シーズンになる前にしっかりとこのことを周知するとともに、訂正等を行っていかねばならないのではないかというふうに考えるわけですが、町長は、これはどのようにお考えですか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問で、これから台風シーズンに入ることに對して、町民への周知をどうやるんだという話でございます。

町が既に配布されている防災ガイドハザードマップがございます。これについても、先ほどの答弁に、お話ししたように、災害対策基本法が改正され、新しい表現について変更になりました。台風シーズンの前に、こういった配られている防災ガイドハザードマップを改定しまして、台風シーズン前に配布しようということで、今準備を進めているところでございます。

できるだけ担当者に前倒しで行こうということで進めていますので、時期ができるだけ広報と一緒に配るといったタイミングもありますので、鋭意、決まりましたら、また報告させていただきます。

だきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚です。

地域衛星通信ネットワークの第3世代システムについてですけれども、緊急防災・減災事業債が令和7年度まで延長されて、第3世代システムの地域衛星通信ネットワーク等について、県が管内全市町村等を結ぶ一体的な整備というものを行う場合、この緊急防災・減災債の対象となるわけですね。

これは、町としては第3世代システムへの移行の働きかけをもちろん県に行っていくことが重要になるかというふうに私は考えるんですけれども、このしっかり地球局としての役割というのを上里町が果たしていくためにも、是非その辺の移行の働きかけを町長にお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の地域衛星通信ネットワークの第3世代化ということでございます。

先ほどの答弁にありましたように、地域衛星通信ネットワークは、災害発生時に地上の通信網が途絶した場合のバックアップ機能として大変重要なところでございます。

町としても、この導入に当たりましては、費用も発生するわけですが、消防庁からも各都道府県に対して、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進が通知されているところでありまして、高性能かつ低コストである第3世代システムの県や市町村関係機関との一体的な整備が重要であると考えております。

こういったことも踏まえて、整備費用についても検討しながら前向きに進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） シトラスリボンプロジェクトの推進でありますけれども、広報かみさとで、3月号で、町長コラムで、思いやりの3つの輪を広げましょうという掲載をしていただきました。町長のこのシトラスに対する意欲というものを私も感じ取ったわけですが、このコラム前の話だったというふうに私は思っているんですが、医療に従事する、ある女性の

方からお聞きしたんですけれども、ある日、知人からコロナにかかっていないだろうなど、やぶから棒に言われて、かなり一生懸命私はやっているのということ、そういった何というんですか、工夫を凝らして頑張ってこられた方なんでしょう、かなり傷ついていた様子でした。

そういった言葉に対して、つつい出ってしまったんだと思うんですけれども、こういう、1つは思いやりに、本当に欠けた一言だったなというふうには感じます。私も気をつけなければいけないなというふうには本当に思うところでありましてけれども、ストレスを本当に町民の皆様に対して、お一人お一人は皆一緒です。ストレスを抱えています。こうしたときだからこそ、その思いやりというものをやはり前面に出して、町長のコラムの中にもありました。暮らしやすい社会のために、引き続き、言うなれば、町のトップとして発信続けていただきたいなというふうに思いますけれども、町長に、そのことはお願いできますでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） シトラスリボンプロジェクトについての飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたように、町のほうでもシトラスリボンを作成して、ワクチン接種の会場でも配布しております。

また、残念ながら、町内の医療関係者からも、少し配慮を欠いた町民からの意見で少し傷ついた医療関係者もいるのを私も直接伺っております。

そういった中で、今ワクチン接種については、町の医療関係者が本当に全面的に土日、日曜日も含めてやっていただいております。本当に、この場を借りて感謝申し上げる次第でございますが、そういった中で、これからは絶対そういった差別、配慮を欠いた言葉によって傷つかないよう、町民にも、皆さんに是非御理解していただくよう、町としても進めていきたいと思っております。

これも役場の職員から、自らこういう作成を、約2,350個作成したそうです、このリボン。私のところについていますが、これを皆さんに本当にワクチン接種の会場で配布しております。そういった機会を捉えてやりますので、是非そういった皆さん全町的に本当に思いやりのある町づくり、議員の皆様にも是非御支援、御協力をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

次に、アスポート事業の本庄中学、本庄高校教室についてですけれども、先ほどの御答弁で

は、通っている生徒は2人ということでした。

〔「24人」の声あり〕

○4番（飯塚賢治君） 24人は登録でしょう。登録しているのが24人で、実際通っているというのはお二人というふうに理解したんですけれども、この希望する生徒って24人以外にどうもいるのではないかなと私思うところでありまして、せっかく県のほうで準備をしていってくださっているということでもあるんですけれども、先ほども私の一般質問の中でも、いかんせん遠いというのがとにかくネックでございまして、何とかそういったことも町として何か応援体制というか、そういうのできないかなというふうに感じるんですけれども、もう少しそれぞれの御家庭のこと、お一人お一人の生徒のことに、具体的に、僕は例えば、もう少し勉強したいんだよというような前向きなお話があるんだとすれば、もう少し丁寧に向き合っていけないかなというふうに感ずるところなんですけれども、言うなれば、もう少し本庄校のほうへ押し出すというか、そういった考え方は町長ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 大変失礼しました。先ほど私の答弁の中で、本庄のアスポートセンターに登録されているところ、上里町在住の生徒については、令和3年5月時点で、中学生が12人、高校生が12人、合わせて24人の登録がありました。その後、教室には2人と言ってしまったんですか、20人ほどの生徒が参加しております。訂正させてください。20人です。教室には20人ほどの生徒が参加しております。ちょっと私が間違ったという、大変申し訳ございません。

それで、飯塚賢治議員からの本庄はにぼんプラザは遠いということではありますが、実施機関である彩の国子ども・若者支援ネットワーク、アスポート学習センターに確認しましたところ、上里からの参加者の多くは、保護者等が車で送迎をしているとのことでございます。その辺は少し課題があるかと思いますが、現状はそういうことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

私の聞き間違えでございました。大変申し訳ございません。

もう一つ、ジュニア・アスポート事業の、町長の御答弁では、積極的なお考えだということは理解できたんですけれども、このジュニア・アスポート、前、町長、我が町にも子ども食堂というものをしっかり定着させて、つくり上げていきたいというお話を私も伺ったことあるんですけれども、このジュニア・アスポートの事業というのは、県の事業でありますので、ボラ

ンティアとかはやっぱり地元から出ていかなければならないかと思うんですけれども、そうしたことを整理しつつ、この子ども食堂に兼ねるといことも先ほどの御答弁でありましたので、全くそのとおりだと私思います。

このジュニア・アスポート事業というものが我が町にできたとすれば、本当に何というんですか、未来、子どもたちの未来につながっていくなというふうに強く感じるところでありますけれども、このコロナ禍の中で本当に生活困窮という世帯については、言うなれば増える一方でございまして、こうした子どもたちの学習支援について、今までも町独自ではいろいろな事業がなされているということはよく理解できます。

ただ、この生活保護世帯や困窮世帯という皆様についての、要するに町等の支援というものを積み上げていくということを感じていただいて、是非とも実現の方向につなげていただきたいと思いますが、町長、御答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

ジュニア・アスポート事業というのは、私も本当にこれ大事だなと思っております。先ほど言いましたように、生活の支援や食育、私は子どもたちに食育も、こういう将来に向けた健康的な、快適な生活を送るためには、やっぱり食育も大事ななど。

それから、工作等の体験学習、それで、こういう子どもたちの未来について、今年の2月、それから昨年2月に、小学校の6年生を対象に、夢教室というのを1時間やらせてもらいました。子どもたちに夢を持ってもらう、ちょうどこれから6年生が中学へ上がる前の段階の2月ですので、今年の4月に上がりましたから、中学の1年生になったわけですが、その子どもたちに夢教室という話を私の体験から1時間ほど話しさせていただいて、皆さんに後で子どもたちに聞いたら、みんなそれぞれ夢を持っていますね。プロ野球選手になりたいとか、美容師さんになりたいとか、あとシェフになりたいとか、あと最近の話ではユーチューバーも出てきましたね。本当に子どもたちはいろいろ考えているなという感じがしまして、是非その夢は常に持っているということで、持っていたきたいということでもあります。

その中で、やっぱり何かの支援ができないかということで、例えばものづくり教室を今シルバー人材センター等の活用も考えて、あそこに定年後いろいろな社会的な経験を持った方がいらっしゃいます。200人ぐらいいますので、そういった方等含めて、先ほど納谷議員からも、そのシルバー人材センターの活用もありましたから、そういったところも含めて、何か町としてできる、協力できるような環境づくりが必要、考えていきたいと思っております。

それは1つの例でございまして、いろいろな面で関係担当者とは協議して、こういったもの

に取り組めないか検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問とさせていただきますけれども、ベトナム人の失踪村についてであります。

まず、伺いたいのは、5月2日の朝日新聞の記事について、報道を前に、町に知らされていなかったのかどうか、町長、お答え願いますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

この失踪村の記事については、一切、私の知る限りでは接触はありませんでした。新聞記事を見て、後から、この記事が報道されたというのを知った状況でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） そうしますと、すっぱ抜きという形で、本当に1、2面ですから、全国紙ですから、これには本当に私も驚愕いたしました。

この記事の内容、特に上里町だけで1,000人、これはざっくりですよね。ざっくりした人数を出されて、そして、なおかつアパートの中で豚を解体したとか、それで捕まってしまったとか、高崎でソーラーパネル設置時に事故で亡くなったことなんていうのが書かれておまして、何より上里町のことを失踪村、村ではないというんですよね、上里町は町ですということもありますし、とにかくイメージが悪くなるタイトルをつけられたこと、町民の1人として大変不快に思ったのは多分私だけではないと思います。

この上里町の中でも、企業、会社等で技能実習生を受け入れておまして、懇切丁寧にその面倒を見ておられることは私も聞いております。

言うなれば、そうした以外の各地からというふうにとどり着いたという話なんでしょうけれども、そうした企業、会社の皆様のためにも、また、町民の皆様のためにも、当然当局と連携を取っていただいた上で、こうした現状を変えていく、変わっていくというのが見えるように町民の皆様に向けて町から説明等まで随時行っていただきたいと私は考えるんですけれども、町長、この件はいかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

私の考えも含めてちょっとお話をさせていただきます。

この新聞を拝見したときに、全国紙の1面トップということであれば、それなりの影響を配慮してしかりかなということを考えています。町民にしても、上里町が先人の皆様によって、これだけ発展してきたということは事実でありまして、この失踪村という名称をつけた根拠というのは、どうも熊谷のNPO法人が発した言葉が発端になったということは何っています。

また、この朝日新聞の記事を書いた記者についても、私なりに調べてみました。外国に少し籍を置いたこともあるジャーナリストかなと私は思いました。

ただ、これだけの記事をやるとについては、いろいろな社会的な影響もあって、特に、私はふるさと納税で上里町を応援してくださる方に、どうやって理解してもらうかなと。

私は町長になって以来、上里町のファンづくり、ファンをつくっていきたいということで、子育て支援日本一というの、本当に上里町はこんないいところだよということを目指してやってきたわけでございます。

ただ、この失踪村というレッテルを先ほど言いましたように、逆に外国人に対する門戸を開くといいますか、ちょっと大げさかもしれないけれども、受け止められる方を、外国人の方をここで、上里町で住んでいただけるような環境づくりは、より一層必要かなと思っておりますし、上里町に在住のベトナム人の友人が私おりまして、その方に電話したところ、今は上里町の、埼玉県内の別の自治体で働いているということでありました。その方は、ベトナム人が来たときに、外国人としてのイロハですね、どういう心構えで上里にいたらどうかという教育的なこともやっていたいていました。

ただ、今回はそういう意味で、駆け込み寺かなと、1つは、上里町が。そんな話もちょっとしまして、今後、議会の皆様とも、少し朝日新聞に対して、どんな趣旨、狙いがあったのか、その辺は一度伺ってもいいのかなということを感じております。議会の皆さんの御意見いただいて、そういったアクションも1つは考えてもいいかなと、まだ検討している段階、私の思いもあるかもしれませんが、そんなことで今後、このことを皮切りに、先人たちがやってきた、御努力いただいた町づくりを、イメージを壊すことなく、新しいコロナ禍でも、しっかり次の世代に引き継げるような町づくりに、乗り越えていけるようなことにしたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

町長のお考えは分かりました。

先ほども町長の御答弁の中でも、そうやって1,000人の方が事実上に集まってきてくれたのであれば、上里町は住みやすいという、本当に暮らしやすいし、いい人ばかりだよというようなことで、いいほうに捉えていくことも可能だと思います、確かに。

ただ、児玉町に救済するベトナムのお寺さんがあるということで、そこに私も調べてみたら、結構食料だとか、お金だとかが結構たくさん集まっています、そうしたところから、言うなれば、ボランティア的な支援というのをやってくれているということを伺っています。

ただ、その支援も、底がついてきてしまったという内容でもありますし、言うなれば、支援があるうちはそれぞれ食べるものもあるし、何とか生活はつなげていくことはできるんですけども、とにかくベトナムに、要するに帰還するまで、帰るまで、要するに、ある意味滞在するわけですから、その滞在に対して、裏手を取るというような言い方はどうなのかと思えますけれども、町として、上里町は随分よくしてくれたというような支援策というのがあってもいいんじゃないかと私も思ったところであります、具体的にはそうした直接的な支援はできないということであるんです、これから長期化するのであれば、そういったことをしっかり考えていただきながら、またうまく、要するにベトナムの人たちともお付き合いができればいいかと、私は逆に考えるところであります。

結構町の中で事実上会います。相当の若い人たちが自転車でしゃべっています。私の家の前も随分通りますけれども、そうした中で、お国に帰って、何というんですか、上里はよかったよと、随分人が優しいよというようなこともつなげていければいいかなと、ただ単に恐れることでなくて。

事件になったら大変です、これは。全責任を持って、町長、前へ向いていただいて、その対処をお願いしたいと思いますけれども、その辺のないように、これからもうまく町としても付き合い合っただけでないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどベトナム人の在留資格者110人とお話ししました。その中でも、主に技能実習生ですね、日本に来て農業技術なり、いろいろな技能を学んで母国に戻って貢献する。そういう志を持ったベトナム人が来ていただいた、上里に来ていただいたと、私はそう理解しています。

そういう意味で、この技能実習生が充実した技術の習得できるよう、環境づくりを町としてもやれることを、そういった農業団体、技術を教える地域の方と御相談しながら環境づくりを

やっていきたいと思っております。

また、役場のほうでも、今検討している中で、コロナの第3次、第3弾みたなところの中に外国人の受入れ窓口、そういったところもスムーズに行くよう、いろいろな方策を考えていこうということで、各課の職員も知恵を出していただいていますので、そういった中で、徐々にではありますが、環境づくりをしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 4番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時20分からとします。

午前11時4分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、感染症対策についてと子どもの近視予防対策について質問させていただきます。

まず初めに、感染症対策について。

1、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種について。

災害から避難することができても、避難所などでは飲み水不足で歯磨きや入れ歯の清掃などの口内ケアがおろそかになったこと、また、避難所で布団にくるまって長時間横になっている生活も誤嚥性肺炎につながりました。

過去の大きな災害では、誤嚥性肺炎で亡くなる方が増加し、国は肺炎の予防策として、肺炎球菌ワクチン接種が有効と、予防接種法に基づき定期接種として平成26年度から平成30年度までの5年間、経過措置として当該年度65歳から100歳までの年齢の方のうち、5歳刻みの節目の年齢の方を対象に、肺炎球菌ワクチン接種を開始し、平成30年度には終了したのですが、その後、予防接種法の施行令の一部を改正する政令の公布によって、国は前回の経過措置で接種できなかった方々を対象に5年間の延期を決定し、令和元年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り、高齢者の接種対象者の範囲を引き続き拡大することを目的とし、現在、町でも実施されています。

これは、災害が多くなった昨今で、災害関連死の死因に肺炎が約24%を占め、また、前回の

定期接種ではなかなか接種率が上がらなかったという背景もあり、今回の措置となったようです。

令和元年度の埼玉県内の死亡順位では、肺炎は第3位で、5,677の方が肺炎で亡くなられ、全国では年間12万人に達し、そのうち96%が65歳以上の高齢者です。

そこで、町では平成26年度から5年間、高齢者肺炎球菌ワクチン接種率はどうだったのか。また、始めるときに接種率の目標を立てていたと思いますが、その目標に達成したのかお尋ねします。

また、前回の措置期間中に接種できなかった方についても、再度公費助成による接種が可能になったわけですが、前回の定期接種の反省点などはあったのか。今回の定期接種では、前回の反省を踏まえ、改善方法などを検討したのかお尋ねします。

前回接種率は、100歳が12%、65歳が40%にとどまっているため、目標を設定するという事はとても大事な事だと思います。

私も高齢者にお配りしている通知を見させていただきましたが、文字数が多く、読み直さないと理解しにくい一言です。接種率向上や予防接種を受けやすい環境の整備として大切なことは、接種を受ける立場に立ち、高齢者でも理解しやすい文面で説明書を作成することだと思いますが、町民への周知の仕方について、町長のお考えをお聞きます。

高齢者肺炎球菌は、公費補助は生涯に1回のみ措置ですよということ、実施期間を過ぎると定期接種として受けることができないこと、令和元年から令和6年度までの5年間に1年間のみ定期接種の対象となることと、これらのことを強調して明記していただければ、もうちょっと接種される方が増えたのかなと思います。その辺も今後工夫していただきたいです。

平成23年の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会のワクチン評価に関する小委員会の報告によると、成人用の肺炎球菌ワクチンの接種による医療経済的な評価について、保健医療費のみ評価する費用比較分析を行った場合、ワクチン接種に要する費用よりも、ワクチン接種によって削減が見込まれる肺炎球菌性肺炎関連の医療費が上回るというものです。

一例として、毎年65歳の方へ全員のワクチン接種を行い、ワクチンの効果が5年間持続するとした場合、全国で1年当たり約5,115億円の保健医療費が削減されるものと推計されたというものです。上里町の人口に置き換えると、どのぐらいの医療費の削減効果になると考えられるかお伺いします。

2025年問題に象徴される高齢者人口の増加による医療費問題、医療費低減の視点からも肺炎への対処が重要です。

さらに、季節性インフルエンザにかかると、高齢者ほど細菌性肺炎を併発しやすくなります。

肺炎球菌は、80種類以上の型があると言われ、肺炎球菌ワクチンの接種によって、そのうち23種類に対しての免疫をつけることができると言われ、これにより、肺炎球菌の肺炎の8割ぐらいに有効であると言われていています。

また、高齢の慢性肺炎疾患患者にインフルエンザと肺炎球菌、両方のワクチンを接種すると、入院を63%、死亡を81%減らすことができるという報告もあり、厚生労働省予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会の医療費の大幅な削減を図ることが可能という試算の根拠の1つとなりました。肺炎の重症化を防ぐ高齢者の肺炎球菌ワクチンの今回の接種状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

事業期間は5年と言っても、定期接種は1年のチャンスしかありませんので、逃すことのないように十分な周知が大事だと思います。

さらに、昨年度対象であったにもかかわらず、接種を逃した方々が実際のところいると思われませんが、こうした方々への救済策はどのようにお考えでしょうか。

死亡率が100%に近づくほど、より大きな財政上の効果が得られると思いますので、今後も定期接種のさらなる接種率の向上が望まれます。

そして、さらに一步踏み込んで、これまでの定期接種の機会を逃してしまった65歳以上の方にも再度接種を受けられる機会を提供することが、より高齢者の健康寿命の延伸につながり、町の財政にも寄与するものと考えられます。

任意接種についてですが、国でも来年度以降、定期接種の対象者についても検討しているようですが、対象時期を逃してしまった方々や、対象年齢以外の方の救済策として任意接種となりますが、接種費用の一部を助成する町独自の制度を設けて対応していただきたいと思いますが、任意接種に対する助成という考えがあるのかお尋ねします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について。

新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中、海外の大手製薬会社から新型コロナウイルスワクチン開発の成果が相次いで報道され、待望のワクチンへの国民の期待は日ごと高まっています。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてお尋ねします。

高齢になるほど他の疾患を持つリスクが高くなり医療費が増えます。今後とも肺炎予防に限らず、高齢になっても自立して生活ができる健康寿命を延伸させられるような感染症対策、健康づくり事業等に取り組んでいただきたいと思います。

次に、子どもの近視予防対策について。

1、1日2時間野外活動の取組について。

私たちの目は、かつてないほどの危機に陥っています。子どもたちの近視が深刻化している

上に、大人になっても近視が進行するという報告が相次いでいて、最新研究から、近視は白内障や緑内障など目の病気のリスクを高めるだけではなく、鬱や認知症など、目と直接関係なさそうな病気とも関係があることも明らかになり、どうやって目を守ればいいのか。

最近の調査によると、裸眼視力が0.3未満の小学生の割合は、昭和54年度から平成27年度までの約35年間に3倍以上増え、近視になる原因は遺伝と環境です。例えば、両親のいずれも近視でない子どもに比べて、両親とも近視の子どもは近視になるリスクが高くなるという結果があります。

また、性別や年齢、人種、両親の近視、野外活動といった項目を調べた結果、近業というものが近視の発症と大きく関係があることが分かっています。近業とは、子どもの生活行動でよく見られる、テレビやゲームを近くで見る、携帯やパソコンの画面、本を近くで見て作業する生活行動のことを指し、例えばノートを取ったりする際、前かがみの姿勢になって目が近づき過ぎると、その状態でピントが合うように眼球が伸びるため近視が進みます。

子どもの近視対策として、目の負担となる読書やゲームなど、近業の時間を減らすことで眼球が伸びないように目の負担を減らすことを心がけることや、見えにくいのであれば、検査を受けて適切な視力を把握して眼鏡をかけることが大事で、近視は失明の可能性もあり、子どもたちの目を守るため、本人はもちろん、周りの大人たちも気を配り、町としても取り組んでいきたいと思います。

シンガポールとシドニーに住む6歳から7歳の子どもたちを比較したデータを参考にしていきたいと思います。

シドニーの子どもたちでは、近視の割合が約3%だったのに対し、シンガポールの子供たちでは、約29%と10倍近い差がありました。どちらも中国系の子どもたちで、両親の近視の割合もほとんど同じ、つまり人種や遺伝的な差はありませんでした。差があったのは、学校以外での野外活動の時間だったのです。シドニーの子どもたちは週14時間、1日平均2時間、野外で過ごしていたのに対し、シンガポールの子供たちは、週に僅か3時間、1日平均25分しか野外で過ごしていませんでした。

この報告に衝撃を受けたシンガポール政府は、子どもを持つ親に呼びかけて、週末に公園で遊ぶことを推奨し、公園で遊ぶとおもちゃや景品がもらえるキャンペーンやイベントを企画し、子どもたちの近視を減らそうと取り組んでいます。明日からすぐできる対策法、1,000ルクス、1日2時間野外活動の取組についてお尋ねします。

続きまして、デジタル端末使用による目の健康対策について。

全ての小・中学校で4月からデジタル端末が配備され、端末の頻繁な使用による視力への影響が心配です。文部科学省の2019年で、学校保健統計調査によると、裸眼視力が1.0未満だっ

た小学生は34.57%、中学生は57.47%に上がり、いずれも過去最多でした。デジタル端末を使う機会が増えれば、さらなる視力低下を招くとの懸念の声も上がっています。上里町の小・中学校の裸眼視力が1.0未満のパーセントをお尋ねします。

日本眼科医会では、目の健康を守ろうと啓発漫画を作成し、画面を見るときに注意点を分かりやすく解説しています。内容は、画面を見るときに正しい姿勢や30分画面を見たら20秒以上遠くを見て目を休ませる。日本眼科医会が作成した漫画の中でも、近視の進行を抑制するとされる野外活動についても触れています。子どもたちが楽しみながら目の健康を理解できる「ギガっこデジたん」を校内に掲示したり、保護者に配布し、子どもの近視予防対策について、教育長にお伺いします。

埼玉県令和元年度学校保健統計調査報告書では、裸眼視力が1.0未満の者の割合は、年齢が上がるとともに増加し、12歳、中学1年生では51.9%となり、半数を超えています。小学校の裸眼視力1.0未満の割合は、平成21年度では28.8%、平成30年度では30.7%と増加し、令和元年度では30.5%と推移しています。最近の子どもたちの生活環境の変化によって、外遊びが少なくなった、近い距離で見ることが増えた、睡眠の取り方が変わったなどなど、暗くなるまで友達と外遊びしていた私たちの子どもの頃とは違います。

また、2021年4月20日、埼玉新聞記事に、小学生の近視初調査という見出しの記事では、文部科学省は小・中学生の近視の現状を把握し、分析結果を視力保護対策に生かすため、日本眼科医会の協力を得て、全国的な実態把握に乗り出すという内容の記事です。文部科学省の担当者は、適切な使用ルールの作成や野外活動を増加させるなど、調査結果を基に子どもたちの目を守る対策を進めたいと話しています。子どもたちの目を守るための具体的な今までの取組と今後の取組についてお尋ねします。

町は、ICT教育の推進にも取り組んでいます。これからの時代を生き抜く上で大変重要な取組と理解していますが、IT環境が進めば進むほど目が疲れやすくなり、視力に悪影響を及ぼすことも考えられます。

近視の原因は、遺伝や環境であると言われ、遺伝の場合は仕方ありませんが、環境面では取組によって改善ができ、特に発達段階にある子どもは近視が進みやすいと言われています。子どもの外遊びに関する基本条例を施行している自治体もあり、子どもが外で伸び伸びと遊べる環境づくりに協力し、体力や運動能力の向上を図ることが目的ですが、視力低下を防ぐという効果も期待できると思います。

スマートフォンやパソコンの利用が増えていく昨今、学校現場においては視力低下を防止するため、保健指導を強化していただきたいと思います。

このように要望して、一般質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時40分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

ただいまより、仲井静子議員の1、感染症対策についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、①高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてでございます。

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25から40%を占め、特に高齢者の重篤化が問題となっております。高齢者肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡リスクを軽減させることができます。

このため、平成26年度より高齢者肺炎球菌ワクチンは予防接種法に基づく定期接種となり、主に個人予防目的のために、対象者1人につき1回の接種が行われています。ただし、過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある方は、定期接種の対象となりません。

高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種となった後、平成26年から30年度の5年間で合計4,159人の方が接種しました。この5年間の65歳以上の方の平均接種率は46.9%でした。このほか、町では把握できませんが、定期接種以外で接種している方もいますので、実際の接種者数等は増えると推測されます。

国の報告では、平成26年から28年度の年齢別の接種率は、65歳相当の接種率が最も高く、40%前後でした。年齢が高くなるほど接種率は低くなっていました。町の接種率は、国の接種率を上回っております。

定期接種が開始された当時から、本庄市児玉郡医師会と郡市で調整を行い、統一した通知を作成し、個別通知を送付しております。個別通知により、国の報告の接種率を上回ることができたと考えております。このため、令和元年度以降も個別通知を継続してまいります。

個別通知の内容につきましては、毎年個別通知を送付する前に郡市で確認を行っております。今後の見直しの際には、制度の趣旨を高齢者の方にも分かりやすくお伝えできるよう、郡市で確認する際に検討していきたいと考えております。

上里町の人口に置き換えると、どのくらいの医療費削減効果になるかとの御質問でございますが、町で把握できるのは国民健康保険、後期高齢者医療保険のみでございます。

また、国が示した医療費削減効果の根拠も不明でありますので、本町における削減効果を算出することは難しい状況でありますので、御了承をお願いいたします。

定期接種の期間に接種されなかった方への救済策についてであります。定期接種以外での接種となるため任意接種となります。

定期接種の対象者は、国の基本方針部会で予防接種に関する最新の科学的知見に基づいて、医学的・科学的な観点から検討が行われ、決定されております。

令和元年度以降の定期接種の対象者についても、国の予防接種基本方針部会において議論されております。

高齢者肺炎球菌ワクチンの初回接種における有効性、安全性及び医療経済学的評価について、一定の評価がされたため、定期接種として継続されることとなります。

これまで接種を受けていない方への接種機会を提供するため、令和元年度以降はワクチンの需給バランス等も勘案され、5年間にわたり65歳から100歳までの5歳刻みの年齢で未接種の方が定期接種の対象とされました。

町では、令和元年度と2年度に合計641の方が接種しています。新たに対象となった65歳の方の平均接種率は44.8%でした。2回目の対象となった70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方の平均接種率は17%でありました。

定期接種の対象者や実施方法は、国において検討され決められています。町では任意接種に対する救済策を実施するという形ではなく、国で決められた方法に基づき、定期接種を確実に進め、接種者数を増やしていきたいと考えております。

今後行われる国の基本方針部会での審議や、国・県内の動向などを踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、2、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、5月11日から個別接種が、5月25日から集団接種が開始されました。予約センター受付の町内医療機関と集団接種の予約枠は、4月は約1,660回、5月は約4,400回の合計約6,000回でありました。

このほかに、自院ですね、自分の医療機関で予約受付をしている郡市内の医療機関がありますが、こちらについては、正確な予約数を把握するのは難しい状況であります。

予約状況については、1回の予約が済んでいる方、2回の予約が済んでいる方、郡市外の医療機関で予約している方もおりますので、どのくらいの方がまだ予約できていないかは把握できておりません。

町の高齢者は約9,000人おり、2回接種となると1万8,000回の接種が必要ですが、国が十分なワクチンの量を確保いたしますので、必ず接種できますので、今後も医療機関と調整し、予約枠の拡大を行っていく予定であります。新型コロナウイルスワクチンは、希望される皆様が確実に接種を受けることができますので、慌てずに、安心してお待ちいただきたいと思っております。

次に、子どもの近視予防対策については、教育長より答弁いたします。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 仲井静子議員の2、子どもの近視予防対策についての御質問に順次お答えを申し上げます。

高橋勝利議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複する部分もございますが、御了承いただきたいと思っております。

まず、①1日2時間野外活動の取組についてでございます。

小学校低学年の時期は、外で遊ぶことが好きな児童が多く、朝、登校するとすぐに準備を済ませ、外に遊びに出る児童がたくさんおります。また、町内小学校には、2時間目と3時間目の間に20分間の休み時間、給食・掃除の後には昼休みが15分間あり、学校では休み時間に外遊びを推奨しております。そして、登下校時には外を歩いておりますので、これらの時間を合わせると、1日1時間程度は外にいる時間が確保できると思われれます。

さらに、体育や生活科などの授業が外で行われた場合は、1日2時間程度は外にいる時間を確保することができます。

今後は、体力づくりのためだけでなく、近視の予防のためにも、休み時間の外遊びを推奨してまいりたいと思っております。コロナ禍で、特に休日などは家の中で過ごす時間が多くなっているのではないかと気がかりな点もございますが、放課後や休日の外遊びについても家庭に啓発してまいります。

次に、②デジタル端末使用による目の健康対策についてでございます。

令和3年度の上里町の小・中学校の裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合は、小学校32.33%、中学校は52.71%でございます。上里町の割合は、文部科学省の令和元年度学校保健調査よりも、小学校では2.24%低く、中学校では4.76%低くなっております。

近年のスマートフォンの普及や学校での1人1台タブレット端末の導入など、子どもたちの身の回りの環境は日に日に変化しております。これらのデジタル機器を長時間使用することに

よる視力低下が心配されるところでございます。

目の健康を守るためには、自分の目を大切にしようという心がけが何よりも必要でございます。毎年10月10日が目の愛護デーということもあり、町内小・中学校では、10月の保健目標を、目を大切にしようとし、児童・生徒に啓発を行っております。

また、小学校3年生の保健の授業では、健康な生活をするためには、どんなことに気をつけなければならないかを学習しております。その中で、視力低下を防ぐためには、テレビやスマートフォンなどの画面を長時間見続けないことや、姿勢、明るさに気をつけることなどを指導しております。

これからも子どもたちが自分の目の健康に気をつけることができるように、家庭と協力しながら指導してまいりたいと考えております。

学習用パソコン端末を使用する際には、姿勢をよくすることや、30分に1回はパソコンから目を離すことなど、目の健康を守るルールについても丁寧に指導してまいりたいと思っております。

また、日本眼科医会作成の目の健康啓発漫画「ギガっこデジたん」についても、学校で活用するよう周知したいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） では、再質問させていただきます。

まず最初に、感染症対策についてですが、皆さん高齢なので、ワクチンをいつ打ったか、何のワクチンを打ったかというのが記憶、打ったことあると、何年前にやったとか、そういうのを皆さん覚えていないということで、はっきりしていないんですけれども、お薬手帳と同じように、予防接種手帳というのがあるんですね。これを町のほうで用意していただければ助かるという声が届いています。

町長、予防接種手帳を町のほうで希望者に配布する予定がありますか、考えていますかということをおまず最初に質問したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員からの再質問でございます。

予防接種の記録を各自で管理するというのもあると思うんですが、予防接種の手帳も町で配布できるかということでございます。町では、高齢者が定期接種を受けた場合、医療機関と予防接種済みを記録として発行することとなっています。新たに予防接種手帳を配布するんで

はなく、普通通院したときにお薬手帳がありますよね。その中に予防接種済み証というのをお薬手帳に張りつけて、添付して保管していただくことが御自身で管理するという意味では一番適切かと思しますので、是非活用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） では、お薬手帳を皆さんには活用するよというをお伝えしておきます。

そして、あと高齢者肺炎球菌ワクチンについてもですけれども、これは定期接種として公費補助で受けられるわけなんですけれども、接種を逃してしまった方、対象年齢以外の方に対して任意接種となりますが、町として独自に助成する考えがあるかと聞いたときに、町長は、国の指針に沿って進めているということなんですけれども、平成26年の町長への手紙の中に、60代の女性が肺炎球菌ワクチンの接種を受けようとしたのですが、余りにも高額なので諦めた、せめて自治体で補助金を出していただければ接種率も上がるんじゃないかという町長への手紙があります。そして、それに対して、当時の町長の答弁では、検討するということなんですけれども、その町長への手紙からもう10年たっているわけです。やっぱり接種率向上することは、いずれ医療費の削減につながるので、町としても補助を出していただけたら助かると思うんですけれども、再度質問させていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問に対してお答え申し上げます。

平成26年ですか、さっきの話では、補助金をという話があったのかと思いますが、高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年度より定期接種という形になっております。65歳以上の方については、定期接種として受けられるようになったため、町独自として補助、助成は行っておらないということでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町としては助成する考えはないということですね。

次に質問させていただきます。

今回の高齢者ワクチン接種のお知らせと前回では状況が違うわけです。今回はコロナ感染が広がっている中での高齢者肺炎球菌ワクチンなんですけれども、前回と今回と、この周知の仕方に

何らかの工夫があったのかと。そして、見させていただきましたら前回と変わらない。状況が違うから町民への伝え方も当然変わっていいわけなんです。というのは、肺炎球菌ワクチンは、コロナのほうには、コロナには直接関係ないんですけども、やっぱり同じ肺炎の疾患ということで、やっておいたほうがいいということも書いていただければ、もうちょっと接種率が上がったのではないかなと考えます。

だから、前回の高齢者肺炎球菌ワクチンと今回は状況が違うと。そういうことも、この中にうたってあれば、もうちょっと本当によかったかなと。

そして、この高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施についてという、このチラシを見ましたら、どっかの町のひな形を利用して町民に配ったんだなというのは一目瞭然で、ここに、上里町では高齢者の方に肺炎球菌ワクチン予防接種を実施しています。接種希望の方は市の委託した契約医療機関にて。「市」ではなくて「町」なんですね。だから、こういう点もチェックしたのかなと。本当に高齢者の目線に立っていないし、手抜きしたなというのがもろに分かってしまったんですけども、町民への周知の仕方について、高齢者の立場に立って文面を書いていただかないと、とにかくコロナのことに関してでもですけども、皆さん字が小さくて読みづらい、文面を何回も読み直さないと理解しにくいと。だから、町民への周知の仕方について工夫していただきたいなという思いです。町長のお考えをお聞きます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど質問の中に、通知文書について、上里町がというよりは、私の答弁の中で、先ほど言いましたように、個別通知の内容につきましては、毎年個別通知を送付する前に郡市、郡市というあれになっているんで、市も含まれるわけですね、その辺は御理解いただけますかね、で確認を行っています。

こういったところで、見直しの際には制度の趣旨を高齢者の方にも分かりやすくお伝えできるよう、郡市で確認する際に検討していきたいということで、通知については、郡市で取り組んでいるということですので、上里町だけという捉え方ではなくて、郡市という形で御理解いただければありがたいと思っています。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） では、このチラシ、この説明書は郡市がみんな同じものを配ったわけですか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問で、チラシの内容、もしあれでしたら、郡市で統一した文書で出したということで、再度御理解いただきたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 今回のワクチン接種は、コロナが拡大している中、配られたわけですがけれども、WHO、世界保健機関のほうで新型コロナウイルスの関係で、限られた期間に肺炎球菌ワクチン接種できないという人もいるわけですね。そういう場合は、申請することによって期間を過ぎても任意接種として受けることができるわけですがけれども、こういうお知らせを町民のほうにしなかったのはなぜでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

予防接種法施行令第1条の3第1項に規定されている特別措置は、新型コロナウイルス感染症への罹患のリスクが予防接種を延期することにより、リスクよりも高いと考えられる場合と、相当の理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えた場合でも、定期接種とすることができるかとされています。

令和2年度の町における感染状況では、定期接種の期間を延長する必要はないと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町は期間延長をする必要はないと判断したわけですがけれども、町が接種するのではなくて、町民が接種するんです。町民がもし入院しているとか、何らかの理由で、その期間に接種を受けられないという人もいるわけなんです。だから、これは一応、そういう人のためにもお知らせしておくべきだったのではないかなと思います。

続きまして、今度はコロナワクチンのことの方にいきますけれども、本庄市も神川も美里も予防接種予約するに当たって、1回目、2回目、2回やらなくてはいけないんですけれども、一度に取るようにとチラシでも教えています。どうして上里の場合は1回しか取れなかったのか。だから、電話が、回線が混んでつながらないという状況が生まれたんですけれども、どうして別々に予約する方法を取ったのかお尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスワクチンは2回接種と通知しておりましたが、4月の予約枠が4週間先までとなっており、3週間後の予約が取れなかったり、オペレーターの案内等が不十分だと町としては感じておりました。

現在、2回目の接種をするようにホームページ、また、6月広報で周知しております。予約センターのウェブ予約では、1回目予約から3週間後を取ろうとしても、同じ接種会場の同時刻では、予約が空いている場合は自動予約ができるようにはありますが、システムの設定変更を変えたり、予約画面でも2回目予約を進める案内を表示するなど対応しているところでございます。予約センターのオペレーターにも密に連絡を取り、皆様に正しい情報をお伝えできるよう、日々改善に努めております。

また、御自身で予約が取れるよう、今後の予約開放日をお知らせし、町内医療機関の先生方に御協力を求め、接種者数を増やすことはできました。このため、今回予約センター受付で2回目の予約確認ができない方、2回目の予約はしてあるが、接種間隔を大きく開いている方が対象に、指定した日時で2回接種が受けられるように御案内したところでございます。

ちなみに、私の場合も、1回目予約したら、その月の後半だったんで、2回目が予約から3週間だったので対象外になって、できなかったというのもあります。確かに、そういったシステムの仕組みもちょっと改善が必要かなと、私自身も体験して思いました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町のホームページで、コロナワクチンについてということで、ワクチン接種券、クーポン券の送付について、これ、今も持っているかと思うんですけども、新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ、接種券等の送付は、町に供給されるワクチン量が当初は少ないため、年齢の高い方から先に接種していただけるよう、下記のとおり郵送いたしますというんで、これ、本当に年齢の高い方から先にやっていただくのかなと思ったら、とんでもなかったと。

というのは、4月16日に80歳以上の方2,700人、22日、75歳までの人に1,600人と人数は把握しているんですけども、9,022人いたということなんですけれども、なぜそれを1回目の予約受付のときに、これだけのものを送ってしまったのかなという、それで殺到したことがあるんですけども、もうちょっと慎重にやっていただければスムーズに行っただけではないかなと思います。混乱が予想されなかったのかということをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

予約については、電話予約とか、ウェブ予約とか、そういう方式がありまして、上里町としては少し年齢別に接種券の配送をずらしたんですが、他の自治体で、児玉郡市で一斉に送ったところがあって、その影響も上里の医療機関等にも、本庄市の、本庄市と言ってしまうけれども、そういう影響が出ていることは事実で、上里町単独だけではちょっと私の理解は、ほかの自治体との調整、調整も必要だったかなということは今感じていまして、64歳以下については、そういった周知しないように、児玉郡市一体で調整していこうということを今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 皆さん予約が取れない中、本当に不安の中やっていたわけなんですけれども、それに、またこれもミスだったんですけれども、皆さんチェックしなかったのかなという部分で、このワクチンの御案内のところに、詳しくは後日送付するお知らせを御覧くださいと書いてありますよね、ここには。

だから、皆さん、後から何か書類が届くのかなと勘違いしていた人がいるんですけれども、そして、こちらには、全てこの中に入っているとこちらには書いてあるんです。こういう手違いというのがあってはいけないんじゃないかなと。だから、高齢者の方は頭が混乱してしまって、どうなっているのと。本当に書類を送るときは、何度も目を通して、何人かの職員に目を通していただかないと、まずいんじゃないかな、行政サイドの職員の専門的な人が仕事しているわけですから。こういうミスが本当に町を混乱させたという。そして、後日はがきが届きましたよね。ここに黄色いはがきが届きましたけれども、ちゃんとチェックしていれば、こういう手間はかけなくて済んだわけなんですけれども、こういうことのないよう注意していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問に答弁させていただきます。

このオレンジの袋の中に、接種の手引というところの欄に、ワクチン接種の御案内や広報かみさどですね、3月号で、別途案内通知が届くと記載されていますが、今回は1つにまとめて送付していますという内容でお知らせしたわけなんです、その辺の十分な周知はちょっと、

限られた職員の、ちょっと言い訳になってしまうんですけれども、厳しいいろいろな医療機関との調整とか、新しくワクチン接種の係を新設して町として取り組んだわけですが、多少皆さんに、本当に御迷惑かけたことは事実でございますが、多少なところは、そこは少し御理解いただきたいと思っております。

また、今回のことを踏まえて、次のステップでもいろいろ反省点も含めて、64歳以下はこういうふうにして、ああしようということで、児玉郡市の医療関係者も知恵を出し合い、また、地元の先生、医療機関の関係者も非常に協力的に、日曜日でもワクチン接種をやって、何とか早く終わらせようということで御努力いただいておりますので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 本当にミスが多かったなというので混乱したと思います、予約取れないということと。というのは、コロナ接種の手引、これの中で、何で同じことが書いてあるんだと。予約の方法が2ページに書いてあるのに、また隣を見ると、3ページも4ページも同じことが書いてあるんですね。だったら、このところで、自治体の番号ありますよね、113859、それが、字が小さくて見えないと。もうちょっとお年寄りを対象に、この説明書を、手引を送っているわけですから、お年寄りでも読めるような字をはっきりと書いていただきたいと思えます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の接種の手引の記載についての御指摘かと思っております。

予約方法を2ページと3、4ページを掲載したのは、個別接種医療機関の一覧の下にも、予約センターで予約する方法が同じページにあったほうが分かりやすいのではないかと掲載しました。それをミスということではなくて、掲載して分かりやすい手引書として掲載したということでございます。

新型コロナウイルスワクチンについては、お伝えしたい情報をできるだけ多く、高齢者の方にはかえって分かりにくかった部分もあるかもしれませんが、今後は高齢者の方にも、まず概要を分かるようにし、大きい文字にするなど工夫したいと、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） よく町の職員さんと話しする機会があるんですけども、高齢者、皆さんは、目はいいし、耳は聞こえるし、体力もあるんですけども、高齢者というのは、視力は衰えるし、耳は遠くなるし、認知機能は衰えると、そういう人に出す資料、出す書類というのは、本当に、そういう人に、発送するんだから受け取る側の立場に立って作らないとまずいんじゃないかなと。だから、これからは高齢者に送る町からの手続とかいろいろなのは、細かい字ではなくて、もうちょっとはっきりした字で、分かりやすい文面で書いていただきたいと、こういう声が多くの方から聞いています。今回の若い人が作ったから、自分の視力とか聴力に合わせて作ったのかなという感じはします。

本当に理解しにくいという声をあちらこちらから聞きました。だから、今後、そういう高齢者の立場に立った資料を作るよう心がけていただきたいと思いますが、町長、町民の周知の仕方について、高齢者の立場に立った周知の仕方ということについて、どうお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問で、高齢者向けの接種の手引について、もう少し分かりやすくということかと思えます。

このワクチン接種については、本当に皆さん、新型コロナウイルスの中でいろいろな自粛、新生活様式への対応、そういったところで町民の皆様に対して、大変御負担かけていることは私も非常に、本当に御迷惑かけているなという感じがいたします。

ただ、おかげさまで、何とか国の進めてきたワクチン接種の段階まで来て、何とか早く町民の皆さんに打ってもらって安心を届けたいと、そういう気持ちでありまして、限られた人数の中で、確かにチェックとか、その辺は十分でなかったというのは反省点としてあるんですが、気持ちとしては職員が一丸となって、早くワクチンを打って安心させたいという気持ちがありますし、あしたは今までの接種の手引にはなかった町民ホールで予約を代行サポートすると、そういうお手伝いをするということも、緊急的な措置で人数を集めて対応することで、明日8時受付、9時からということでもあります。そういったところも町民の皆様理解してもらって、町は何か頑張ってくれているなというのをお声いただくよう、職員が一丸となってやっておりますので、是非御理解をいただきたいと思っております。

明日は80歳以上、それから9日が75歳ですよ。そういった段階も今回の中でいろいろ知恵が出てきたわけですので、是非御協力もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 次に、子どもの近視予防対策について、先ほど教育長のほうから答弁いただきまして、学校内では、低学年は1時間ぐらいいは外で遊んでいるということなんですけれども、子どもの近視対策として、ある自治体では、子どもの外遊びに関する基本条例というのをつくっている自治体もあるんですね。

というのは、これがいいなと思ったんですが、現在の子どもたちの体力や運動能力は昔に比べて低下傾向にあります。これはテレビゲームなどの室内遊びの時間が増えたことや、空き地などで外遊びをできる場所が減少などにより、日常生活で身体を動かす機会が減っているのが原因と考えられますというんで、外遊びを奨励している自治体なんですけれども、これは近視予防対策にもつながりますので、町としても、こういう条例つくって、どんどん積極的に子どもを守るために取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、教育長。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 仲井静子議員の再質問にお答えいたします。

子どもたちが確かに外で遊ぶ機会というのは、以前に比べて随分減ってきたなと思います。やはりテレビゲームとか、あるいはパソコンゲームとか、スマホ等々で、中で遊ぶものが随分増えてきてしまったなということがあります。やはり元気な体、そして、視力も含めて、やはりお日様を浴びるというのはすごく人間だけでなく、多分生命にとって非常に大切なことだと思いますので、仲井静子議員の御意見等も参考にし、これからの教育活動に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 先ほど教育長がおっしゃった「ギガっこデジたん」、これを日本眼科医会が分かりやすく解説している漫画なんですけれども、本当にこんなの通路なんかに掲示して、子どもたちや保護者たちに、子ども同士で話し合っ、自分たちで考えるということを進めていただきたいと思いますが、親とか先生から押しつけではなくて、子どもたちが自ら自分の目を守るためにという、自覚していただくような教育というのをやっていただきたいと思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 仲井静子議員の御質問にお答えいたします。

学校では、今、学び合い学習ということで、1つのテーマに対して、いろいろな観点から子どもたちが考え、意見を述べ合って、そして、どうしようかということで、子どもたちから結論を出す、そんなような、いわゆるアクティブラーニングといいますか、そういうような授業も行っております。

そういう中で、先生から言われる、親御さんから言われるではなくて、自分自身が、この健康について、しっかりと問題意識を持って、自分の健康について取り組んでいけるよう、そんなような形で学校の教育のほうも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 今、教育長のお話を聞いて、私たちの小学校、中学校の時代とは違うなど。私たちは周りの大人とか、学校の先生の言うことが全てでという感じでやってきたんですけれども、今は子どもたちが主体になって、自分たちで考える教育をやっているということで安心しました。

そして、本当にこれからの時代、デジタル機器が使いこなせないと時代の波に乗り遅れるということで、学校で取り組んでいるのも分かりますけれども、その反面、スマホとか、そういうのを見ていると、直接生身の人間が生身の人間と会話するという機会が減ったなど、会話しなくても事が済む時代になってしまっていると、ちょっと寂しいなという感じはします。

だから、やっぱり直接話ができるような子どもも育てていただきたいというのは、今の若い、本当に会話が苦手な子が多くなっているというのは感じています。

だから、そういうことも念頭に、学校のほうでも指導していただきたいと思いますが、教育長のお考えをもう一度聞いて、一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 仲井静子議員の御質問にお答えします。

目の健康からちょっと外れてはしまいますが、タブレットを使った授業によって、今まではメールだけが、メールがメインだったのが遠隔で画面に相手を映しながら、ふだんだと、当然手紙のやり取りぐらいしかできない、そういう人たちとも直接意見交換したり、そういう意味で、うまく使うと、より多くの人たちとコミュニケーションが取れる、そういうような機会になるかなと思います。教育の中でもそんなようなことを使っていけたらなと思っております。

また、そういう中で、教室で使うときも、姿勢、ぴんと背筋を伸ばして、前かがみにならないで、画面を見たりとか、そういう姿勢等についても、健康面についても、教員のほうから、あるいは子どもたち同士で、気がついたらお互いに注意し合う、そういうような環境をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時35分からとします。

午後2時17分休憩

---

午後2時35分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回の質問は、1、生理用品の社会化について、2、ワクチン接種について、3、生活支援対策についての3項目です。

1、生理用品の社会化について、①町が緊急的に実施した生理用品の配布状況と今後について。

5月28日は、世界月経衛生デーでした。5月28日という日には、女性の平均的な生理の期間と周期を表しております。この世界月経衛生デーは、全ての人の月経衛生、健康を促進するための日として、生理に対する否定的な社会の意識を変え、政治の優先課題にしていこうと国際NGO、WASHユニテッドが2013年に提唱したものです。生理をめぐる不平等をなくし、ジェンダー平等の実現を目指す活動が今、世界各地で取り組まれております。

日本でも、コロナ禍で生理の貧困が可視化されました。20代の7人でつくるハッシュタグみんなの生理が2月に行ったアンケート結果の公表は、経済的な理由で生理用品の入手に苦労したことがある学生は20.1%、生理用品以外のものを代用した学生は27.1%という衝撃的な結果でした。今まで諦め、黙認されてきた問題でしたが、生理のある人の健康と尊厳を社会的に守る社会にしたいと考えます。

内閣府男女共同参画局の調査では、5月19日時点で、全国の255の自治体が防災備蓄品等を活用した生理用品の配布、無償配布ですね、実施または計画しているとのこと。当町もい

ち早く取り組まれたことは大変評価したいと思います。

そこで、実際の利用状況と今後の取組方法についてお尋ねしたいと思います。

女性が健康に生活する上では定期的に必要となるものであり、継続的な支援が必要です。理想としては、全ての女性トイレにトイレットペーパーと同じように、生理用品が普通に設置される社会が望まれます。

そこで、上里町においては、公共施設の女性トイレに生理用品を率先して設置し、生理用品の社会化を目指すことについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

②小・中学校の女子トイレに生理用品を設置することについて。

生理の貧困が可視化される中で、各自治体が様々な取組を開始しています。特に、5月に入ってから、各新聞を通して連日のように報道がされているところです。その1つが、小・中学校など教育施設のトイレに生理用品を設置する取組です。生理用品が常設されていれば、急な場合でも安心できます。また、生理期間中に他の人に気づかれないように準備するなどの煩わしい思いからも開放されます。

さきの調査では、過去1年間に生理が原因で学校を欠席、早退、遅刻をしたことがある人が49%もありました。生理用品の常設は、ネグレクトや家庭環境によって、買ってほしいと言えない子や、買い置きがなくて慌てるなどの困難を取り除き、学習に集中できる環境を整えることにもなります。また、生理のある人を大切にする性教育を実施することは、ジェンダー平等の教育としても大切であると感じます。

学校教育施設に生理用品を置くことについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

2番以降につきましては、他の同僚議員とダブる点もありますけれども、原稿に基づいて質問させていただきたいと思います。

2、ワクチン接種について、①コロナワクチン接種予約について。

コロナウイルスのワクチン接種の予約電話が繋がらない事態が発生しています。次の受付は、明日、6月8日からになります。今回は接種予約サポートも実施されることになっていますが、予約の混乱は、1回目の予約開始までに65歳以上、9,022人にワクチン接種の御案内が一気に届いたことによると思います。

次の65歳以下の接種予約においては、この反省を生かして改善していただきたいと考えますが、今回の質問は、2回接種の予約についてお聞きしたいと思います。

集団接種の場合は、1回の予約でよいのですが、かかりつけ医等で接種する場合は、2回の予約が必要です。この予約が1回の電話で1回分しか取れない人と、1回の電話で2回分の予約が取れる人があり、不平等が出ています。特に、1回目の予約時に、1回目の接種が終わってからと言われた人もあり、1回目の接種と2回目の接種の間隔が離れる人が出てくること

大変心配です。

現在使用のファイザー社ワクチンの冷蔵保存期間は、当初の5日から、最近は無開封であれば1か月は保存できることが確認されるなど、検証が進む中で変更される部分もありますが、ワクチンの接種間隔については、ファイザー社の説明によれば、3週間が適切であり、できなかったときには、できる限り速やかに2回目接種を実施するよう促す必要があるとされています。1回目の予約だけで接種を待っている人はどのくらいいるのか、把握しておられますか。ワクチン接種を望む町民が、できるだけ理想的な間隔で接種できるような支援や周知が必要と思います。

また、今後については、1回の電話で、誰もが必要な2回分の予約が取れる平等の対応を行っていただきたいと思うわけですが、これについてお聞きしたいと思います。

3、生活支援対策について、①緊急小口・総合支援資金等の貸付状況と借手の生活設計相談等について。

社会福祉協議会においては、従来から生活福祉資金貸付制度など、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えることを目的とした貸付制度を実施してきました。平成27年に施行された生活困窮者自立支援制度に伴い、総合支援資金と緊急小口資金の貸付が開始されてきました。そして、昨年3月、政府は新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活が困窮した世帯を対象に、貸付制度の条件を緩和した緊急小口・総合支援資金の特例貸付けを実施しました。この貸付は無利子で1年間の据え置きがあり、償還時に所得の減収が続く住民税非課税世帯については、返済が免除されることになっています。

さらに、2月19日、再貸付けが可能となったため、緊急小口資金と総合支援資金を合わせると、最大では200万円まで借りられることになりました。昨年度の上里町内の貸付状況は、当座の生活のための緊急一時的な生活費としての緊急小口融資の貸付けは218件、追加が12件でした。生活再建までの一定期間の生活費としての総合支援資金については153件、延長が54件、再貸付けが38件でした。何らかの貸付けを利用した住民の合計は、日本人が271件、外国籍の方が204件、合わせて475件です。追加で利用している方は、長期にわたって生活困窮から抜け出せない状況にあり、返済時の免除制度はありますが、免除されるということは、引き続き困窮生活が続くということであって、真の救済制度にはなっていません。当面の支援としての貸付けは必要だと思いますが、いたずらに貸付額を増やすことよりも、相談に来た住民の将来設計がうまくいくような支援が必要だと思います。

安定した生活を送るためには、収入を得るための就労が重要であり、いたずらに貸付けを増やすことよりも、生活保護申請なども必要ではないでしょうか。借手に対する継続的な支援や相談体制は、どのように行っているのかについてお聞きしたいと思います。

②食料品の提供を継続し拡大することについて。

上里町では、社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少した方やひとり親世帯の方への支援として、1家族3回を上限として、お米、カップ麺、缶詰、レトルト商品等の詰め合わせセットを提供しています。2020年度のこの利用者についてお聞きしましたところ、3月15日までの結果として、コロナの影響による利用者が90件、通常の支援が57件、合わせて147件ということでした。

①とも通じますが、コロナ感染の終息が見えず、新たな変異株型ウイルスの感染が拡大し、経済の低迷、倒産や廃業が後を絶たない状況下において、再就職などのめども立たないことから、生活困窮家庭においては、日々の食事にも事欠く状況の改善が図れない事態が続いています。引き続き、食料品の定期的な提供支援が求められているのではないのでしょうか。

深谷市では、一定期間と時間を設定して、ドライブスルーで食料配布を実施していた期間があります。上里町においても、利用しやすい方法での支援を継続していく必要があると思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

③コロナ禍の下で、定期的な子ども食堂等の取組について。

食べることは健康と同時に、心の安定を保つために欠かせないことです。コロナ禍で生活に困窮する状況が長引く下で、1日1食しか食べられない状況や、栄養面まで配慮できない、主食中心の食事に偏る傾向が報告されています。

コロナ禍にあって、個食ではなく、地域の人たちと楽しく食べて集うという子ども食堂の本来の取組が難しくなっていますが、細心の注意を払いながら継続した取組が全国では続いています。居場所としての学びや学習の提供を組み合わせるなど、コロナ禍でもできる子ども食堂を探ってみてはどうでしょうか。

町としては、どのような取組を準備し、いつ頃から開設を予定しているのかについて、具体的にお聞きしたいと思います。

④全町民に地域応援として商品券を配布することについて。

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、第1弾、第2弾、合わせて5億3,583万7,000円の事業を実施してきました。しかし、コロナ感染の終息はいまだに見えず、長引くコロナ対策によるストレスと不便な生活が求められています。他の自治体においては、途切れることなく支援事業が継続されていますが、上里町においても、第3弾の新たな支援策が必要です。

この間、県内の幾つかの自治体を実施している事業として、全世帯または全住民を対象にした商品券の配布事業が実施されています。町内の中小企業の支援にもなり、住民の消費意欲を喚起した生活支援事業にもなります。この事業は、プレミアム商品券のような複雑な事務作業もなく、商品券を購入したくてもできなかった低所得世帯にも平等に行き渡るため、町民全体

の支援策としても有効です。

長瀬町は、全世帯に6,000円分、500円券を12枚ですね。商品券を、富士見市は、1世帯3,000円のクーポン券を、北本市は、1世帯当たり5,000円のクーポン券を、蕨市は全市民に1人当たり3,000円の電子商品券の支給事業を実施しています。

令和3年5月時点で、人口1万3,542人、8,422世帯の和歌山県串本町では、町民1人当たり7,000円分の商品券を7月上旬から配布する予定です。この町では、昨年8月に、現金5,000円と商品券5,000円を全町民に配布し、11月には再度7,000円分の商品券を配布しており、今回は3回目の実施となるようであります。大変町民に喜ばれているということで、3回目の事業に着手するということでもあります。

上里町においても、全世帯町民を支援する政策が求められていると思いますが、第3弾の事業には是非こうした事業を取り入れていただければと思いますが、町長の答弁をお願いしたいと思います。

⑤小・中学校等給食費の無償化について。

コロナ対策として、昨年度は10月から3月までの半年間、小・中学校の子どもたちの学校給食費が無償となりました。このことは大変多くの町民に喜ばれました。

そこで、私は昨年12月に、コロナ禍から栄養と暮らしを守るための申入れの1つとして、学校給食費の無償化を継続して実施するよう要望いたしましたが、懇談上、町長は、今回の事業はコロナによる特別対策として本庄市長にも話をしてあると述べられ、学校給食の無償化は、学校給食組合での統一が必要という立場を改めて示されたところでもあります。しかし、コロナ感染拡大が続いている現状であり、特別対策としての継続も可能であったというふうに私は考えております。

一方で、神川町に続いて、今年4月からは美里町も学校給食の無償化が始まりました。子育て世代の負担を軽くする施策としても、早急に実現する必要があると思いますが、町長は自らの公約であります。また任期も今年度いっぱいありますので、改めて、この事業の実施について町長の考えをお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、生理用品の社会化のお尋ねのうち、①町が緊急的に実施した生理用品の配布状況と今後についてでございます。

経済的な理由などで生理用品が十分に用意できない生理の貧困を訴える声が広がっておりま

す。

生理に関する啓発活動を行っている若者の団体が高校生以上の学生を対象に行ったアンケート調査によると、過去1年間の間に、金銭的な理由で生理用品の入手に苦勞したという人の割合が20.1%、生理用品を交換する頻度を減らしたと答えた人の割合が37.0%といった結果が得られ、コロナ禍において十分な生理用品が入手できていない実態が浮き彫りになりました。

そうした状況を受け、自治体が生理用品を無償で配布する支援が広がっているようでございます。

当町においても、社会福祉協議会において、252個の生理用品を用意し、様々な事情により生理用品の御用意が大変な方に、4月20日から5月31日までの期間に無償で生理用品を提供しており、5月31日現在で20名の方に配布いたしました。

配布した人数は、当初予定していた人数よりも低い数字となっておりますが、冒頭申し上げましたアンケート調査の結果を踏まえ、生理の貧困に苦しむ方が少なからずいると思われること、また、新型コロナウイルスの感染拡大が終息の兆しを見せず、住民の生活に暗い影を落としている状況等を踏まえ、生理用品の配布事業を6月1日以降も延長することといたしました。

配布期間を延長した当該事業につきましては、用意したものがなくなり次第終了となりますが、生理の貧困の問題の背景には、新型コロナウイルスの影響による経済的な困窮もありますが、その他にもネグレクトや、父子家庭であるために父親に言い出せないなど、様々な理由も考えられることから、一過性のものではなく、継続的な支援の必要性についても視野に入れなければなりません。

生理の貧困については、その実態の一部が明らかにされたばかりであり、その全容については把握し切れていない部分でございますが、社会の動向を注視し、他の自治体の取組状況など情報収集に努め、関係課とも連携を図りながら事業の継続について検討してまいります。

②小・中学校の女子トイレに生理用品を設置することについては、教育長より答弁いたします。

次に、2、ワクチン接種について、①コロナワクチン接種予約についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルスワクチンは2回接種と通知しておりましたが、4月に予約できた期間が4週間でしたので、後半に1回目の予約をされた方は、3週間後の予約が取れなかったことや、案内等が不十分で予約が取れなかったりしたと感じております。

御自身で2回目の予約が取れるよう、今後の予約開放日をお知らせし、また、町内医療機関の先生方に御協力を求め、接種者数を増やすことができました。このため、今回、予約センタ

一受付で、2回目の予約が確認できていない方、2回目の予約はしてあるが、接種間隔が大きく開いている方を対象に、指定した日時で2回目接種が受けられるよう御案内をしたところでございます。

現在、2回目の接種予約をするようホームページ、6月号広報でも周知しております。予約センターのウェブ予約では、条件がそろえば自動予約ができるよう、システムの設定を変えたり、予約画面でも2回目予約を進める案内を表示したり、対応しているところがございます。

また、予約センターのオペレーターにも密に連絡を取り、皆様に正しい情報をお伝えできるよう、日々改善に努めてまいりたいと思います。

今後も予約枠を開放していきますが、医療機関と調整が必要なため、一定期間の予約枠となります。予約できる期間の後半に1回目を予約した方は、どうしても3週間後に2回目の予約が入らない方もおり、再度の予約が必要な方もおります。できるだけ多くの方が1回で2回接種の予約が取れるよう、現在システムの設定等を調整しているところがございます。

コロナワクチンの接種間隔については、1回目の接種から3週間を超えた場合には、できるだけ速やかに2回目の接種を受けることになってはいますが、接種できる間隔の上限が決められているわけではありません。

なお、厚生労働省のホームページでは、接種間隔が3週間を超えた場合の効果は十分に検証されていませんが、WHO、米国やEUの一部の国では、6週間までに2回目を接種することを目安として示していますので、こうした目安も参考になると考えられますと掲載されています。町としましても、こちらを参考にしたいと考えています。

接種間隔によるワクチンの効果については、国が科学的知見の蓄積を踏まえて、必要な情報発信を行っていくようですので、町としては、その情報を町民にお伝えしていきたいと考えております。

現在、65歳以上の高齢者のワクチン接種に取り組んでおりますが、次の段階は基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方、それ以外の方と、まだまだワクチン接種が続きます。

また、新たな新型コロナウイルスワクチンも承認されたこともあり、今後、次の接種順位の対象者に、どのように通知し、接種体制を構築していくのか、課題が山積みとなっております。

新型コロナワクチン接種については、どの自治体でも初めてのことであり、手探りの中、取り組んでおるところでございます。今までの経験を少しでも生かし、円滑なワクチン接種体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3、生活支援対策についての①緊急小口・総合支援資金の貸付状況と借手の生活設計相談等についての御質問にお答え申し上げます。

緊急小口資金・総合支援資金の貸付けにつきましては、町社会福祉協議会が埼玉県社会福祉協議会からの委託を受けて実施しております。

令和元年度の緊急小口資金及び総合支援資金貸付けでございますが、貸付相談は数件ありましたが、貸付けに至ったケースはありませんでした。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象にした特例貸付けが令和2年3月25日から実施され、要件が緩和になり、貸付相談が大幅に増加しました。

令和2年度の上里町の貸付状況でございますが、緊急小口資金236件、緊急小口資金の追加12件、総合支援資金166件、総合支援資金延長貸付56件、総合支援資金再貸付50件の合計520件となっております。

社会福祉協議会においては、事務局長をはじめ、職員全員で相談に当たっており、家族状況や収入状況、困っていること等、丁寧に聞き取り、相談者に合った支援ができるように対応しております。

また、特例貸付けの相談だけでなく、コロナ終息後も希望を持って生活していけるように、利用できる制度の御案内、食料支援等、できる限りの支援を行っております。

総合支援資金の貸付対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯となっております。

貸付けの要件といたしまして、申請の際に、償還開始までの間に、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付けを行うとされており、自立相談支援機関であるアサポート相談支援センター埼玉北部の支援を受けることに同意いただいております。また、必要があれば、相談支援員に同席してもらっていただいております。

社会福祉協議会の人員体制につきましては、今年度臨時職員1名の増員を行いました。今後につきましても、充実した相談体制が取れるように、専門職の採用と増員を検討しているところであります。

議員御指摘のとおり、貸付金の償還免除については、償還時において、なお、所得減少が続く住民税非課税世帯が免除されることになりましたが、特例貸付けの受付期間が8月で終了予定となっており、終了後の借手の生活設計相談が重要になると認識しております。

貸付けが終了しても、生活状況が改善しない方につきましては、一時的な生活保護制度の利用や、ハローワークで実施している求職者向け制度、その他必要な制度の御案内等、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関と連携して支援してまいります。

続きまして、3、生活支援対策についての②食料品の提供を継続し拡大することについての御質問にお答え申し上げます。

コロナの終息が見えない中、子ども食堂やフードバンク、フードパントリーなどの取組が県内各地で、地域の方々の力を借りて、工夫を凝らした多様な形で広がっています。

町でも、社会福祉協議会において、フードバンク事業を従前から生活困窮者を対象に実施してきておりましたが、現在では新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方や、ひとり親家庭も対象に事業を実施し、多くの方が利用しております。このため、食材の確保には限度があることから、多くの方ができるよう、やむを得ず回数制限を設け、実施しているところでございます。

御質問にある食料品の提供継続、拡大するためには食材の確保が大変重要でございます。このため、町では、町庁舎内の職員を対象に、今年4月の1か月間、食料品の寄附を募り、寄附された食品を町社会福祉協議会に提供し、フードバンク事業の継続と拡大の一助としたところであります。

また、現在、日時、場所を指定し、受け取りに来た住民に直接食料品を提供する事業の実施につきまして、町社会福祉協議会と協議しております。

今後も町では、各関係機関と連携し、必要な支援が必要なとき、必要な方法で生活に困っている方々へ届くよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3、生活支援対策についての③コロナ禍の下で、定期的な子ども食堂等の取組についての御質問にお答え申し上げます。

令和2年12月、町内の社会福祉法人を実施主体として、上里町において、初めての子ども食堂が開設されました。

実施された時期については、新型コロナウイルスの感染症拡大が終息の兆しを見せていない状況ではありましたが、感染防止対策を施した上で、無事に開催することができ、11人の子どもと4人の大人の方々に参加をいただきました。

子ども食堂は、食事支援をはじめ、レクリエーションなどを通し、子ども同士または地域の大人と子どもが交流を深める場であり、開催当日もゲームをして遊ぶ子どもたちの笑顔や法人の職員が用意した夕食を、おかわりをする様子を目の当たりにすると、人と人が触れ合い心を通わせること、手づくりの料理を味わうことができ、子どもにとっても、また大人にとっても、非常に重要なことであると再認識いたしました。

子ども食堂の支援の輪は、県内においても広がっているところではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大が続く状況の中、従来どおりの一堂に会する形での支援をすることが難しい団体が多いようであります。

生活困窮者への食事支援のみならず、学習支援や食育、大人と子どもの交流を通じた生活支援など、子どもたちの心身をより豊かなものにしてくれる場である子ども食堂での交流の機会

が、一時的にでも失われていますことを大変残念に感じているところでございます。

子ども食堂は、集合型の開催だけでなく、配食による支援などの方法もあり、子どもたちの見守りの観点からも有効かと考えますが、人材の確保や配送方法、衛生面など、実施に当たっては多数の課題の整理が必要と考えております。

子ども食堂の役割の1つとして、生活困窮者への食の支援でございます。現在、町社会福祉協議会においては、フードバンク事業を実施し、困窮世帯を対象に食料品の配布を行っております。

フードバンク事業では、厨房施設を設置する必要がないことから、子ども食堂の開催をすることができない期間において、生活に困窮する世帯や子育て世帯に直接支援ができるものと考えております。

現在、町内で実施されている子ども食堂は、町内の社会福祉法人により主体的に運営されており、コロナ禍における実施方法についても、法人の意思が尊重されるべきであると考えております。

当該法人においては、1回目と同様の方法で2回目の開催を予定しているようですが、コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、2回目以降の開催を見合わせているようでございます。

コロナ禍における各種行事の開催及びその方法については、町としても大きな課題の1つであります。

子ども食堂につきましても、子どもたちが安全に安心して参加できる開催を目指し、感染症対策におけるあらゆる可能性を検討し、実施主体である社会福祉法人との連携を強化していきたいと考えております。

続きまして、④全町民に地域応援として商品券を配布することについての御質問にお答え申し上げます。

町独自の経済対策といたしましては、地域経済の活性化や非接触型決済の導入促進を目的といたしまして、プレミアム付商品券事業やキャッシュレス決済推進事業を実施してまいりました。事業者や消費者からの反響も大きく、評価をいただいたものと理解しております。

さて、議員より、商品券の配布事業について御提案をいただきました。地域経済の活性化と生活支援対策の両立が図られるということで、県内でも商品券の配布事業を実施している自治体があることについては承知しております。また、コロナ禍においては、公衆衛生対策、生活支援対策、地域経済対策、それぞれの対策がよいタイミングでバランスよく実施されることが肝要でございます。

今後の町で行う支援対策につきましても、支援のバランスに配慮するとともに、行ってきた対策の実績なども考慮すべきではないかと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い

申し上げます。

次に、⑤小・中学校等給食費の無償化についてでございます。

齊藤議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複する場合もございますが、御了承いただきたいと思っております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、学校給食費臨時補助事業を実施させていただきました。令和2年10月から令和3年3月までの期間を限定した臨時的な生活支援でございますので、御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、本格的に無償化に踏み切った場合、毎年財源を確保する必要がございます。昨今の町の財政状況を勘案いたしますと、非常に厳しいのではないかと考えております。

また、本庄上里学校給食組合と一緒に運営している本庄市との関係もございますし、県内の先進自治体の首長の意見等を参考にしながら熟慮を重ねた結果、給食費無償化につきましては、公約ではありますが、見送らせていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が全国的に進んではいるものの、いつ終息に向かうか分からない状況が続いております。今後、コロナの影響で経済的に困りの家庭が増えることも予想されます。引き続き子育て支援策を実施し、子育て支援日本一の町づくりの実現に向けて努力を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の1、生理用品の社会化についての②小・中学校の女子トイレに生理用品を設置することについての御質問にお答えを申し上げます。

小学校では、4年生の保健の授業で、思春期の体の変化について学習し、5年生の女子児童を対象に、養護教諭から生理用品の使い方を指導します。そのときに、保健室には生理用品を備えてあるので、生理用品が急に必要となったり、忘れてきたら、養護教諭に相談するよう話しております。

そのほかにも、体のことで悩んでいることや困っていることは、養護教諭に相談するように指導しております。そのため、実際に、保健室に生理用品をもらいに来たり、体のことを相談に来たりする児童・生徒がいるということを学校からも聞いております。学校でも、相談しやすい保健室を心がけております。

小・中学校の女子トイレに生理用品を設置することについては、衛生面に気をつけなければならないため、トイレのどこに、どのように設置するか検討する必要があります。学校の意見

も聞きながら慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

生理用品の社会化についてでありますけれども、町長もよく調べていただきまして、今、この問題がクローズアップされていますし、コロナの貧困の中で非常に可視化されたかなというふうに思います。学生さんの5人に1人が困っているという実態も出ているわけであります。町長も社会福祉協議会において、当初実施したことを引き続き継続していただけるということで、6月広報にも載っております、大変ありがたいなというふうに思っています。

なかなか、カードを出せば口にしなくてももらえるというシステムもつくっていただいているわけですが、それでも本来ならもっと多いのではないかなというふうに思うところです。

社協まで来られない、例えば、学校の子どもたちは保健室に行ったらもらえるとか、そういうふうに、いろいろな場所で行き届いていただければありがたいかなというふうに思います。

フランスでは、国を挙げて、どこのトイレにも置くということが決まったようです。私は、日本の社会においても、そういうふうになることが望ましいなというふうに思っているところです。

1回目の質問で答えていただけなかったんですけれども、公共施設に是非設置していただけないかなというふうなことを思っています。利用者のどれだけの人がどれだけ使うかというふうに思うと、そんなに、大丈夫なんではないかなというふうに思うところなんです。

そういうところが、公のところが実施することによって、やはりいろいろなお店だとか、そういうところでも、それが普通の、当たり前のこととしてなっていくのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 生理用品の社会化について、沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

生理用品について、私は今回沓澤さんから取り上げていただいたんですが、私は10年前の東日本大震災のときに、岩手県の遠野市に、私のマラソン仲間と埼玉県の支援チームをつくったときに、マラソンをしている女性から、高崎の方なんですけれども、コンビニとか、スーパーで生理用品を段ボール4つぐらい、四、五箱、私のところへ届けて、是非、その当時、私は議

員やっていたので、届けてほしいということを託されました。岩手県の遠野市の社会福祉協議会に届けた記憶がありまして、やはり災害があったときに、一番困るのはそういうことなのかなということを勉強させていただきました。

町としても、こういうコロナ禍というのは災害ではないですけれども、台風で避難した方もいろいろな場合によっては御苦労される。今回は緊急的に災害時の用品として保管してあった生理用品を出していこうということで、社協と話し合っているわけですが、こういう社会ですから、できるだけそういうものを広く普及できたらなという、私の個人的にはありますので、今後そういったことも含めて、例えば学校のところも、どこかテスト的にできるのかどうか分かりませんが、日本人のマナーといいますか、そういったことも世界的に見ればすばらしいという褒めの言葉もいただいていますので、いい方法で何かこれが恒常的に提供できないか、私としては検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

是非検討していただければありがたいというふうに思います。

続きまして、学校におけるトイレの配置なんですけれども、東京都が結構進んでおりまして、品川区なども全区立の小・中学校に配置しているわけなんですけれども、神奈川県の大和市では、スタートは多分補正だなというふうに思うんですけれども、4月26日から公立の小・中学校28校の女子トイレに、箱に、一つ一つ包装してありますので、衛生面でも直接むき出しではないので、それは安全かなというふうに思います。個室に置くということで、個室ですから、誰も見ないですよ、誰が使ったかということも。だから、そういう意味でも、入り口に置くということもありますけれども、個室に置くというのが一番いいのかなと、私なんかも思っているんですけれども、その予算が37万円とのことなんです。

それで、私調べたんですけれども、大和市の児童・生徒の数は、令和3年5月時点で1万7,348人です。上里町は7校ですし、児童・生徒合わせますと2,500人ぐらいなんですよね。だから、これだけの違いがあって37万円の予算で済むということは、上里町は無理なく実施できるのかなというふうに思いました。

今、こういう動きの中で、三井不動産なんかも無料提供を実施するという報道が新聞に出ておりましたし、いずれかは社会化していくということに、トイレットペーパーと同じですよ。女性のトイレには定期的に必要になるというものでありますので、そういうふうになっていくことが理想かなというふうに思います。

先ほど答弁していただきました、保健室で対応してくださっている、それほどこの学校も保健室対応はしていたと思います。特に、初潮のときは突然来るわけでありまして、突然来て、慌ててやっぱり、そこにあればすぐそこで処置できますけれども、保健室まで行かなくてははいけない。その間どうしていいかわからないとか。あとは、大人になってだんだん周期が安定してきますけれども、初めの頃は、周期も不安定ですので、本当に大変な思いを女性たちはしてきていると思うんです。

そういうことがなかなか私たちの時代には口にできなかった。そういう思いを世界の女性たちは全部、非常に実感として持っていると思います。ですので、今年の5月28日の日は、非常に全世界的にも盛り上がったなというふうに思います。

そういうことも踏まえて、いろいろ置き場所がどうしたらいいかというようなこともありますけれども、やる方向で考えておられるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校のほうですが、かなり昔から保健室で何かあったときは養護の先生に相談に行っただけで、助けてくれるからということで生徒のほうに、子どもたちには指導しております。

私もちょっといろいろとネットのほうでも調べてみたんですが、やっぱり生理の貧困を、まず最初に口に出した方というのは女子大生の方で、私の経験からも、小・中・高というのは、学校の中に保健室があつて、すぐどこに保健室があつてとばつと行けるんですが、大学の構内の中には保健室がどこにあるか、あるいは保健室はなくて、医療機関ということで、お医者さんが常駐していて、ちょっと小・中・高の保健室とは違う意味合いの保健センターですので、そういう意味で、女子大生の方は、どこへ相談に行ったらいいのかというところがなかったのかなと。これ専門学校も同じだと思いますが、そんなところの戸惑いがあったのかなというのは一つ感じました。

また、学校のほうでは植原議員の質問にもお答えしましたが、児童虐待の防止についても、細かいところ、子どもたちの変化等についても注意深く観察しているところで、例えば定期的に保健室に生理用品をもらいに来のお子さんがいたら、この子については、やっぱり家庭の環境ということで、保護者の育児のほう、どうなのかというようなところで、いろいろなところから子どもの児童虐待防止についての観点も見られるのかなという感じもします。

また、父子家庭の家庭で、お父さんに言うのが恥ずかしくてというときは、学校のほうでも家庭環境を把握していますので、父子家庭はどこかということも分かっていますので、そういうお子さんについては、事前に教員のほうから、養護の教員のほうから保護者の方に連絡をし

て、やっぱり学校で済ませればいいんだけど、お子さんのそういう体の変化については、親御さんは承知しなくてはいけないということがありますので、お父さんが知らないままお子さんが大きくなっていくというのも、子育ての中ではどうかなということもいろいろありますので、そういうことも全部ひっくるめながら、できれば置けるのが一番いいかも分かりませんが、学校のほうと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） いろいろな形でネグレクトであるとか、家庭環境のことをつかんでいくということももちろん大事ですけれども、やはり一番は、非常に何というんでしょうか、口に出しにくかったり、まだそういうのが徹底していないわけですよ。日本の社会において、なかなかそういうことが相談しづらい。だから、それでもやむを得ず学校の保健室に相談に来られる子どもたちはまだいいですよ。だから、それでもなかなか口に出せない子がやはり代用品を使ったりだとか、あと換える頻度を遅らせたりとか、そういうことをしているんではないかなと思います。

ですので、子どもたちの発達だとか、いろいろな面も含めて、いただきますことも必要ですけれども、やはり衛生面とか、尊厳とか、あと、そういうことを社会化していくことによって、やはりそういう状態のときは大事にされなければいけないとか、そういうことが将来、女性と男性の体は違って、そういう付き合いも、やはり女性の体のことも考えて付き合わなければいけないとか、お互いを尊重し合うとか、そういうジェンダー平等の教育の機会にもなっていくのかなというふうに思うところです。是非前向きにお願いしたいと思います。

次に、ワクチン接種のことでありますけれども、新たに65歳以下の接種に向かって、私も今回はやっぱりこういう混乱を招いてしまったので、次に生かしてもらえないかなというふうに思っているところで、また、それは十分議論していただけるということでもありますのでいいのですが、2回目の予約ができない人に御案内を差し上げているというふうに、先ほど町長言っていただきましたので、2回目の予約ができていない方は、何人おられて、何人に御案内を出したんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

2回目の接種について実施されていないというか、実数がまだ十分把握されていない状況でございます。また、今、数字を言うかどうかというところでちょっと、約350人いらっしゃる

そうです。その方に対して通知を差し上げるということでもあります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 実際は、2回接種が必要ですよというふうにホームページや広報等でもお知らせしてあるわけなんですけれども、電話で2回目も取りたいと言っても、1回目の接種が終わってからのしてくださいと言われていた人がいるんです。

そして、一方では、簡単に1回の電話でちゃんと取れたという人がいるわけです。ですので、そこで、いいのと聞かれて、私も、うちの母の場合は、1回目の接種が終わったと言われて、母は待っていたんですね。言われたんだから、私も、言われたならそれでいいのかなと思ってしまったんですよ。2回接種必要ということは分かっているんですよ。

だけれども、主治医のところにとまたま、かかりつけのお薬をもらいに行ったら、2回目取りなさいと言われたというので慌てて取ったら、6週間ぎりぎりなんですね。でも、主治医にとまたまその間かかったので、6週間ぎりぎりのところが取れたんですよ。

片や相談された人には、いや、そうではないよと、うちの母がそうだったから2回目も取ったほうがいいよと言ったんですけれども。だから、こういう相談があるというのは、約350人と言われましたけれども、1回目の接種を待っていたら、母の場合は途中で気がついて、5月22日からの予約で、ずっと電話をして、それでも6週間ずれたんですよ。1回目の接種が終わってからを待っていた人は、一体どれだけ後に送られてしまうんだろうという心配があるわけなんです。

それで、約350人ということですよけれども、やっぱり漏れなく対応してもらいたいなというふうに思うんです。ホームページに載せたよとか言っても、そこで電話で1回目の接種の後と言われれば、それを信じますよね。ですので、きちっと対応して、漏れなく。

ワクチンのことですよけれども、今分からないわけですよ、このワクチンがどれだけ効くか。また、効くパーセントが何か月もつのか、だんだんそれが落ちていくのかとか、100%近い防御でずっと行くのかとか、まだ未知数なワクチンなわけで、そういうワクチンですからこそ、やっぱり3週間が理想と言われれば、そして、それを過ぎてしまった場合は、できるだけ早くと言われてるのであれば、やっぱり理想的なところにできるだけ近づけてあげる必要があると思うんですよ。

ですので、漏れなくやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺について、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど、オペレーターのご案内が不十分だったと私も聞いていて思いました。大変申し訳ございません。これは、今回の受付のオペレーターが統一されていなかったというのは大変申し訳なかったと思います。

また、先ほど申し上げましたとおり、予約システムの予約期間があり、ワクチンを無駄にしないよう数の調整が必要となりますので、必ずしも1回で2回の予約ができるとは限りませんが、少しでもそのような方が増えるよう、予約ができるよう検討しておりますので、御理解いただきたいと思っております。1回で2回取れるようにしますのでということでもあります。

また、先ほど約350人いらっしゃる、私もその1人なのですが、先ほど言いました。往復はがきで連絡して、返事のある方は理解できたと、返事のない方について、もう1回ローラーをかけるとか、何か対策は必要かなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） システム的に、ちょうど3週間の予約がうまくいく場合と、いかないうちがあるという説明を私も受けたんですけれども、でも1回の電話で2回取れる人と、同じ努力をして、かけていて、1回でお願いしても、無理だよと言われる人がいるということは非常に不平等で、それはただしていただけるということでもありますけれども、予約センターのほうで、1回しか取れないという人をきちっと把握しておけば、例えばキャンセルのときに、逆にこちらから、何日が空いていますけれどもというふうに言ってあげることは可能ではないですか。

だから、約350人の人たちを、先ほど町長は6週間、一番長くて6週間という頭なのかなというふうに思いますけれども、できるだけその理想のところ近づけることが可能なのかどうか。

全国紙の報道を見ていると、キャンセルがかなり多くてというようなこともありますけれども、上里町、児玉郡市においては、そういうところに、この人たちをうまく埋めてあげることは可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のワクチン接種について、キャンセル待ち、キャンセルの方

に充てたらという話がありますが、キャンセルはキャンセルで、キャンセル待ちで登録されている方もいらっしゃいますので、そういった調整が難しいところもあります。絶対に今回、誰一人取り残さないようにということではありますが、そういったところで調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 生活支援対策についてお聞きしたいと思います。

先ほど町長が述べていただきました数字は、3月末ということで、私は3月15日時点の数字を述べました。僅か15日で55件増えているんですね。こういうことを見ても、いかに困窮している人が増えているかという実態が明らかだと思います。

そこで、自立相談だとか、アサポート支援とタイアップしてやっていただいているようでもありますけれども、また、国のほうでも新たに今度は給付型ですね、最高額まで借りた人に対して、最高で30万円ですか、7月から独り暮らしの人は6万、2人の人は8万、3人以上の人は10万ということで3か月、今度は支給されるようであります。

そこまでもう来ている状況であります、それを過ぎれば、今の低迷している中で仕事が無かったら暮らしていけないという、だから、生活保護等につないでいくということでもありますけれども、是非、やはり希望というんでしょうか、ちゃんとそういう支援体制があるんですよということをアピールして行ってほしいと思うんですよ。やはり相当長い間、苦しく暮らしていて、やっぱり希望が持てなかったり、そういうふうな形で絶望的にならないような支援を強めてほしいな、相談体制も含めて、いざというときは生活保護をどんどん受けてくださいという、そういう温かいアピールしていただければなというふうに思っています。その考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 社会福祉協議会が生活支援を中心に活動しております。大変この聞き取り調査も大変ボリューム的に多いということで、先ほど沓澤議員が3月の時点で数字を申し上げましたが、今朝時点で、5月26日付で、件数的には616件になりました。貸付件数が616件、それから人数ですか、ダブって、重複して借りている方もいらっしゃるんですが、342人でございます。

そういった中で、上里町も何とか生活支援ということで応援していきますので、先行きに悲観的にならずに、何らかの相談を持ってきていただければ、現状できる範囲で御支援していきます。

ますので、是非議員の皆さんからも、その辺の社会福祉協議会の窓口へおいでくださるよう御案内いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非、議員たちもそうした相談があれば御案内しますけれども、町からも積極的に発信していただければというふうに思います。

それと、時間がないので、食料品の提供と子ども食堂でありますけれども、やはり生きるために欠くことのできない、そして、やっぱり食事の貧困というのは、将来のことにもつながっていくのではないかなというふうに思っています。体づくりだとか、心の貧しさとか、やっぱり人に頼れないとか、そういういろいろな形で将来にも影響していくことだと思いますので、子ども食堂で言えば、社会福祉法人がやっているからということではなくて、桶川市や鴻巣市のように、行政が主体となって取り組む必要があるのではないかなというふうに思っています。

確かに、今コロナ禍で難しいですけれども、当初は取りやめたところが多かったんですが、やはりコロナ禍の中で余計にその必要性が高まっていて、届けるだとか、お弁当として届けるだとか、いろいろなやり方で再始動しているところは報告されております。

上里町も町長は何回もこのことについては、将来に向かって子どもが夢を育てる場である子ども食堂に関しては、就任以来、早期に実現したいと考えていると、だから、事業としても考えていきたいというふうな答弁をされていますし、貧困対策というよりも、子どもたちを支援するという立場で今準備していますというふうに答えていただいているわけです。

ですので、法人にお任せというのではなくて、町としても積極的に考えていただければというふうに思いますけれども、その準備はどの辺まで進んでいるのか、具体的にお聞きしたかったんですが。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

生活支援対策ということで、子ども食堂についても、私自身も実際、まだまだ子ども食堂については、まず初めの一步という感じかなということで、昨年12月にオープンしたのがあれで、もう少し拡大できないかなという思いはございます。

くらし安全課のほうで空き家を調査したデータもありますので、そういった中で活用できるような場が提供できるか、また、子ども食堂というのは、あくまでも貧困対策よりも子どもたちの成長を支援していくと、そういう捉え方もあるかなと思っております。

それから、フードパントリーも実施していくということでもありますので、そういったいろいろな面から、いろいろな切り口で取り組んでいくことで生活支援を実施していければと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど、午前中の同僚議員がアスポーツ事業から子ども食堂、私は子ども食堂とアスポーツ事業、だから、同じ切り口だと思うんですよ。やはりそれぐらい求められていることでもありますので、やはり何らかの一步を町主体としてスタートしていただければなというふうに思うんですけども、そのことについてお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問で、生活支援ということでございます。

先ほど法人任せということで沓澤さんはおっしゃったんですが、決して私はそういう考えではなくて、町として取り組めるところをまず子ども食堂についてもやっている状況でございますので、その辺の誤解のないよう、町としてはしっかり子ども食堂を含めた生活支援の中で、やれることはやっていこうということで今検討しているところでございます。

先ほど言いました空き家の活用とか、場所等も含めて生活支援をやっていくということでございますので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

それで、学校給食の無償化でありますけれども、町長は公約だけれども、いわゆる取り下げるといふ考え方のようにお聞きしたところなんです。前回の町長選挙は大変接戦でしたけれども、そして山下町長が当選されたわけですが、相手候補者も学校給食費の無償化を掲げておりました、そういうことで、児玉郡市の女性たちからは、いいねと、上里町は誰が町長になっても学校給食が始まるねと言われたんですよ。ところが、そうではない。お金、財政的に困ると言いますが、財源的には上里町、ここ五、六年、ずっと繰越しは6億から8億、そして基金は毎年増えているんですね。

だから、それは本当に、なぜ町長がそのことを公約に掲げたか、最優先だから、それを掲げただんと思うんですよ。実施したら1億ぐらいかかるということは、子どもの人数から当然分

かって掲げた公約でありますので、私は、このコロナ禍において、せめて、財政的に難しいなら、半額からスタートするとか、何らかのやっぱりアクションがあつていいと思うんですけども、全く取り下げるといふ考え方なのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問で、給食費の無償化ということでございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、臨時的に実施いたしました。再度実施するかにつきまして、現在、第3弾となる町独自の支援策の検討を行っておりますので、施策案の1つとして検討をさせていただきます。前回の実施内容をベースに検討することになりますが、まだ、現時点では未定でございます。

先ほどの私の答弁でもありましたように、私も学校給食費無償化している自治体の状況なり、首長の御意見伺いました。基本的な何か目的というか、少子化対策なのか、人口減少のためなのかというところで、やはり人口減少のための対策としてやっている自治体が多いんですが、実際は近隣どこの自治体も同じような色になってしまうと、特色性がなくなるというところで、あまり効果がないよという話も伺っております。

そういった観点から、もう少し、この事業の目的、そういったものを明確にして、検証しながらやっていく必要があるかと思っております。

昨年実施したことについては、やはりコロナで大変な家庭の中で、子どもたちを支援するというところでございました。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） これで最後になりますけれども、多くの自治体が少子化、人口減少を抑えようと、よそから新しい政策をやっているから、こっちに来てくださいという、呼び込むためのことではなくて、そこに住んでいる今の若者たちが無償化で、やっぱり本当は2人目欲しいけれども、どうしよう、どうしようという人が思い切って産めるかという、そういうことであつて、平等にあつちもこつちも始めるから効果がないということではないというふうにつまえていますので、前向きに検討していただきたいことを述べて、一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあつた一般質問は全部終了いたしました。



◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 5 6 分散会